

高知市新庁舎建設基本構想

平成 24 年 10 月

高 知 市

目 次

はじめに	1
1 現庁舎の現状と課題	2
2 新庁舎建設における主な各種計画との関連	6
3 新庁舎の基本理念	7
4 新庁舎における基本的機能	8
5 新庁舎の位置	10
6 新庁舎の規模	13
7 事業手法	16
8 事業費とその財源	18
9 今後の進め方	19
資料編	

はじめに

高知市の本庁舎は、昭和 33 年 7 月に完成しました。

その後、本市は、昭和 47 年 2 月に大津村・介良村と合併し、近年では平成 17 年 1 月の鏡村・土佐山村、平成 20 年 1 月の春野町との合併により、都市部に加えて中山間地域と田園地域を併せ持つバランスのとれた人口 34 万人都市となりました。また、都市機能についても、平成 10 年に四国で最初の中核市に移行し、南四国をリードする中心都市へと変貌を遂げてきたところです。

この間、本市は、社会情勢の変化に応じ、本庁舎に加え、昭和 50 年 4 月竣工の南別館をはじめ、第二庁舎、たかじょう庁舎、総合あんしんセンターを建設し、さらには県市医師会から高知県准看護学院跡を借り受けてオープンした、たかじょう西庁舎などにより本庁機能を維持してきました。しかしながら、この結果、庁舎の分散化とともに、老朽化や狭あい化、不十分なバリアフリー対策等、さまざまな課題も残したままとなっています。

新庁舎の整備については、古くは昭和 47 年、54 年、56 年に検討を行い、近年では、平成 11 年 9 月に庁内検討委員会を組織し、翌年 4 月に「本市の目指すべき庁舎のあり方や建設場所等について」を取りまとめています。また、市議会においても昭和 55 年 9 月に庁舎建設に関する特別委員会を、平成 13 年 6 月には市役所新庁舎等調査特別委員会を設置し庁舎整備の検討が行われてきました。さらには、平成 20 年には「高知市南海地震対策中長期計画」において、平成 29 年度末までに建替え、又は耐震補強工事等によって庁舎整備を行うこととし、取り組みを進めてきた経過があります。

そうした中、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓により、今後、発生するとされる南海トラフの地震に備え、災害対応拠点となる庁舎の耐震化を重要課題とし、平成 23 年度に実施した本庁舎及び南別館の耐震診断結果である「震度 6 強から 7 程度の大地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」との報告を踏まえ、庁内及び市議会での論議の結果、現位置での新庁舎建設を目指すこととしたところです。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年度から新たに庁内に検討委員会を立ち上げ、有識者等で組織する専門委員会や市議会でのご意見をお伺いするとともに、同年 5 月に実施した来庁者アンケートの結果なども参考に、新庁舎のあるべき姿について検討を重ね、この度、「高知市新庁舎建設基本構想」を策定いたしました。

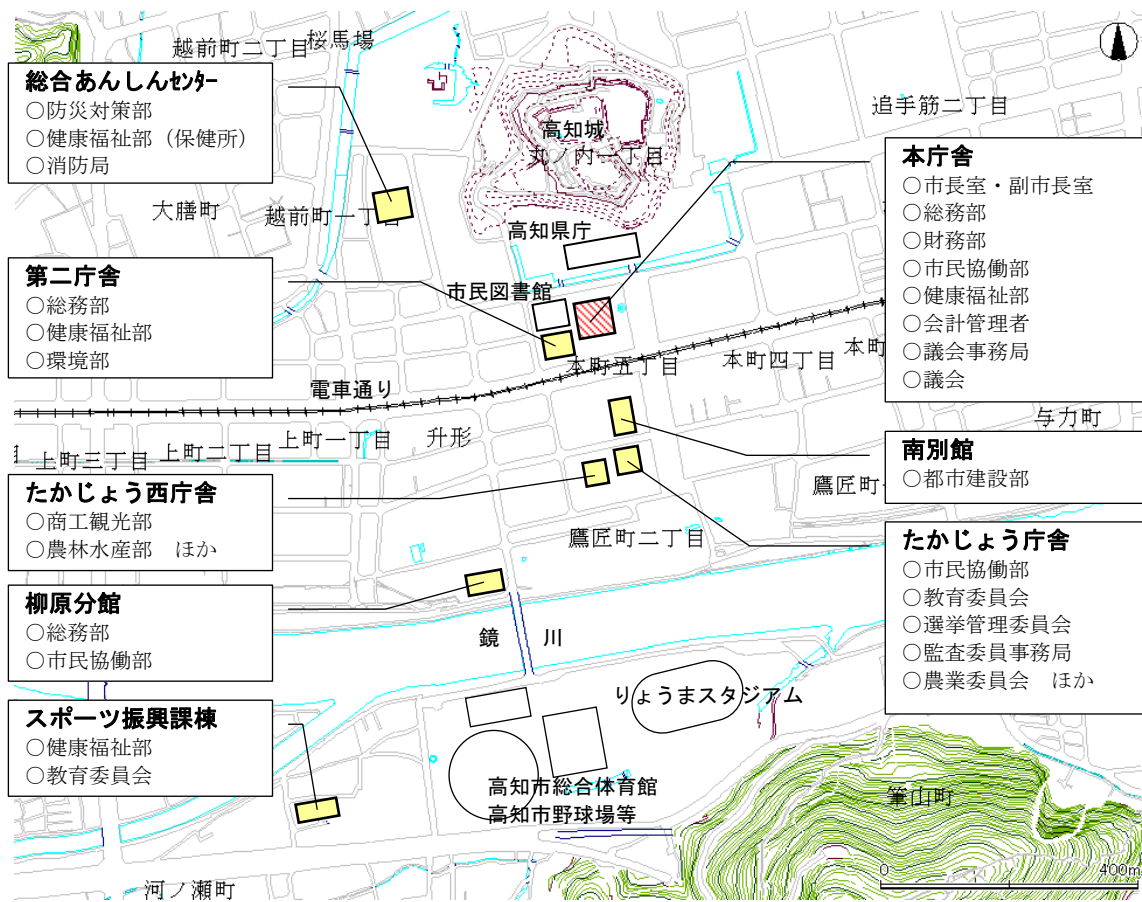
この基本構想は、新庁舎建設の基本となる理念や機能等の考え方を示したものであり、庁舎は「市民のもの」とあるという原点に戻り、新庁舎は市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎として、今後も専門委員会や市議会での論議、市民の皆様からのご意見をいただきながら、新庁舎建設に取り組んでまいります。

1 現庁舎の現状と課題

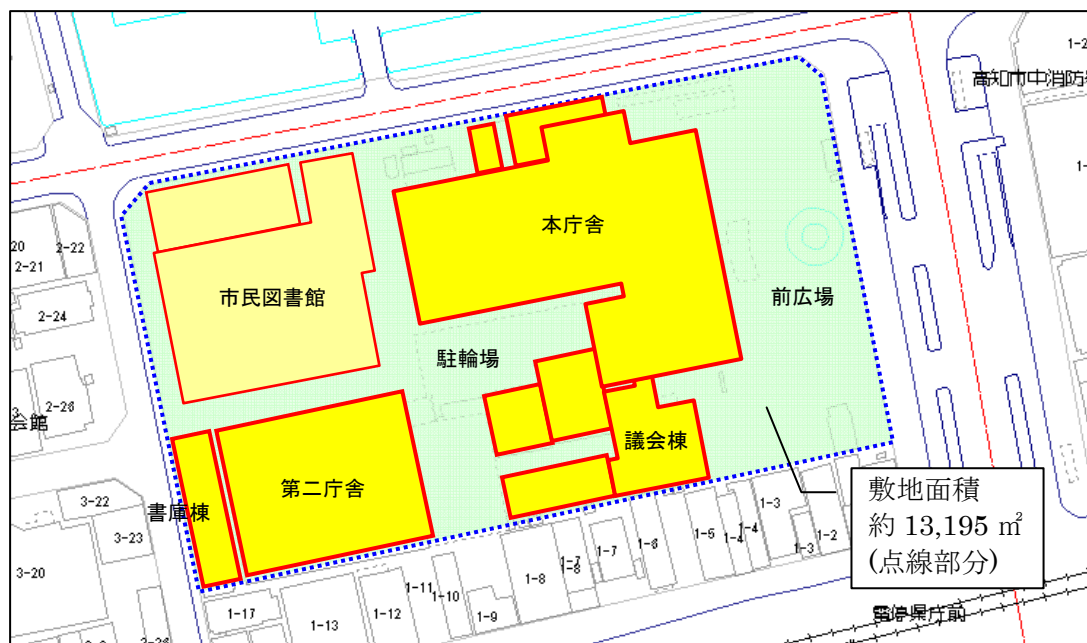
(1) 本庁舎及びその周辺庁舎の概要

現在の本庁舎周辺には、敷地内に第二庁舎と市民図書館があり、電車通りの南側には南別館、たかじょう庁舎、たかじょう西庁舎、さらに鏡川沿いには柳原分館やスポーツ振興課棟があるなど、広範囲にわたって分散している状況です。

<現庁舎の配置状況>



<本庁舎敷地内の配置>



<現庁舎の概要>

(平成 24 年 4 月現在)

庁舎	竣工年月	経過年数	耐震性	構造・階層	延床面積 (駐車場除く)	職員数 (臨時職員等含む)	職員一人あたりの面積
本庁舎	昭和 33 年 7 月	53 年	旧耐震基準	鉄筋造 5 階/B1	9,499.12 m ²	500 人	19.0 m ² /人
第二庁舎	昭和 60 年 6 月	26 年	新耐震基準	鉄筋造 3 階	3,795.65 m ²	455 人	8.3 m ² /人
南別館	昭和 50 年 4 月	37 年	旧耐震基準	鉄骨鉄筋造 7 階	4,642.48 m ²	229 人	20.3 m ² /人
たかじょう 庁舎	平成 13 年 3 月	11 年	新耐震基準	鉄骨鉄筋造 7 階	4,039.78 m ²	167 人	24.2 m ² /人
たかじょう 西庁舎	昭和 56 年 4 月	31 年	旧耐震基準	鉄筋造 6 階	1,537.40 m ²	75 人	20.5 m ² /人
柳原分館	昭和 54 年 11 月	32 年	旧耐震基準	鉄筋造 3 階/B1	2,067.23 m ²	13 人	43.5 m ² /人 (執務フロア)
スポーツ 振興課棟	平成 10 年 7 月	13 年	新耐震基準	鉄骨造 1 階	767.28 m ²	25 人	30.7 m ² /人

<本庁舎外観>



(2) 現庁舎が抱える課題

現在の本庁舎は以下のように、耐震性の不備や建物の老朽化、庁舎の分散化、狭あい化による市民の利便性の低下、また、災害対応拠点施設としての機能や庁舎のバリアフリー化が十分でないなど多くの課題を抱えています。

① 耐震性の不備

平成 23 年度に旧耐震基準の建物である本庁舎・南別館について耐震診断を行った結果、本庁舎・南別館とも次頁の表にあるように、「震度 6 強から 7 程度の大地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」との結果となり、耐震化が必要であるとの判定がなされました。

このため、高知市南海地震対策中長期計画に基づき、地震発生時における市庁舎での来庁者及び職員の安全を確保するとともに、災害発生時の行政機能の維持を図るため、災害時の対応拠点となる本庁舎の耐震化が急務となっています。

【本庁舎・南別館の耐震診断結果】

庁舎名	竣工年	構造	Is 値	判定結果
本庁舎	昭和 33 年	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 5 階	0.19～0.64	要補強
南別館	昭和 50 年	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 7 階	0.21～0.67	要補強

※Is 値：建築物の耐震性能を示す数値。Is 値 0.6 以上の場合に、「大地震により構造体の部分的な損害が生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる」とことと定められている。（国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」より）

② 庁舎の老朽化

本庁舎は、昭和 33 年建築で築 54 年経過、南別館は昭和 50 年建築で築 37 年経過しており、建物本体や空調・電気・給排水設備等の老朽化が進んでいます。このため、一定設備の維持補修をしてきていますが、維持管理費が年々増加している状況です。

③ 庁舎の狭あい化

庁舎内の通路や待合スペースは、来庁者が安全かつ快適に利用できる十分な面積が確保できておらず、また相談スペースの確保も十分でないことから、プライバシーや個人情報を保護しにくい状況にあります。また、保管文書の増加等に伴い執務室が手狭になっており、会議室等の打ち合わせスペースも不足している状況で事務効率が低下しています。

④ 庁舎の分散化及び市民サービスの低下

現在は、「(1) 本庁舎及びその周辺庁舎の概要」で前述したように、本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎・たかじょう西庁舎・柳原分館等、庁舎が分散している状況にあり、窓口が離れていることや駐車場から距離があるなど、市民の利便性の低下や事務効率の低下を招いています。

⑤ 災害対応拠点施設としての機能

本庁舎は、災害時に災害対策本部となる総合あんしんセンターとの連携により、災害対応拠点として災害対策の指揮、情報伝達等、災害応急対策活動の機能とともに、行政機能を維持する必要がありますが、現在の建物は、災害時における復旧活動を行うための備蓄倉庫などのスペースが不足していることや、建物自体が被災する可能性もあり、その対策が十分ではない状況にあります。

⑥ 庁舎のバリアフリー化

本庁舎の建築時には、バリアフリーという考え方がなく、その後バリアフリー設備は一定整備してきていますが構造的に限界があり、十分であるとはいえません。

2 新庁舎建設における主な各種計画との関連

新庁舎の建設にあたっては、本市が掲げる以下の計画の趣旨を踏まえ、幅広く検討することが重要になります。

- 2011 高知市総合計画（平成 23 年 3 月策定）
- 2003 高知市都市計画マスタープラン（平成 15 年 5 月策定・改定中）
- 高知市南海地震対策中長期計画（平成 20 年 7 月策定）
- 高知市行政改革大綱（平成 24 年 5 月策定）

「2011 高知市総合計画」（平成 23 年 3 月策定）では、「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像として定めており、それを実現するために「環境」を基軸とした 6 つの「環」を施策の大綱として掲げ、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を目指しています。

「2003 高知市都市計画マスタープラン」（平成 15 年 5 月策定・改定中）においては、現庁舎が位置する中央地区では「城下町の風情を感じるにぎわいのまち」をまちづくりの目標としています。

また、「高知市南海地震対策中長期計画」（平成 20 年 7 月策定）において、市有建築物については、施設利用者や職員の安全確保、並びに行政機能の維持を図るとともに、地震時の防災拠点・避難施設として活用していく必要があることから、耐震診断・補強等耐震対策に努めることとしています。この中で、庁舎については、昭和 56 年の建築基準法新耐震基準以前の庁舎について、建替え又は耐震補強工事等に取り組み、平成 29 年度までに庁舎整備を行うこととしています。

さらには、「高知市行政改革大綱」（平成 24 年 5 月策定）では、南海地震対策や国・県からの権限移譲への対応などさまざまな課題がある中で、行政需要の多様化・高度化に対応しながら、「2011 高知市総合計画」において掲げている本市の将来の都市像の実現に向けたまちづくりを着実に進めていくためには、市民の安全・安心を守り、時代の変化と市民ニーズに即した質の高いサービスを提供するための体制づくりが重要となるとしており、ワンストップサービスの充実や庁舎内外のバリアフリー化を進めるなど、市民の利便性の向上を図り、新庁舎の整備と併せて、本市の基幹業務システムの一元化や集約化に取り組み、事務の効率化とサービス提供の迅速化を図るとしています。

3 新庁舎の基本理念

新庁舎の建設にあたっては、現庁舎の抱える課題を解決し、各種計画の趣旨を踏まえ検討することが重要となります。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、近い将来発生すると予測される南海トラフの地震に対するさまざまな対策を踏まえ、今後の市民の視点に立った行政サービスのあり方について以下の項目を基本理念として定めます。

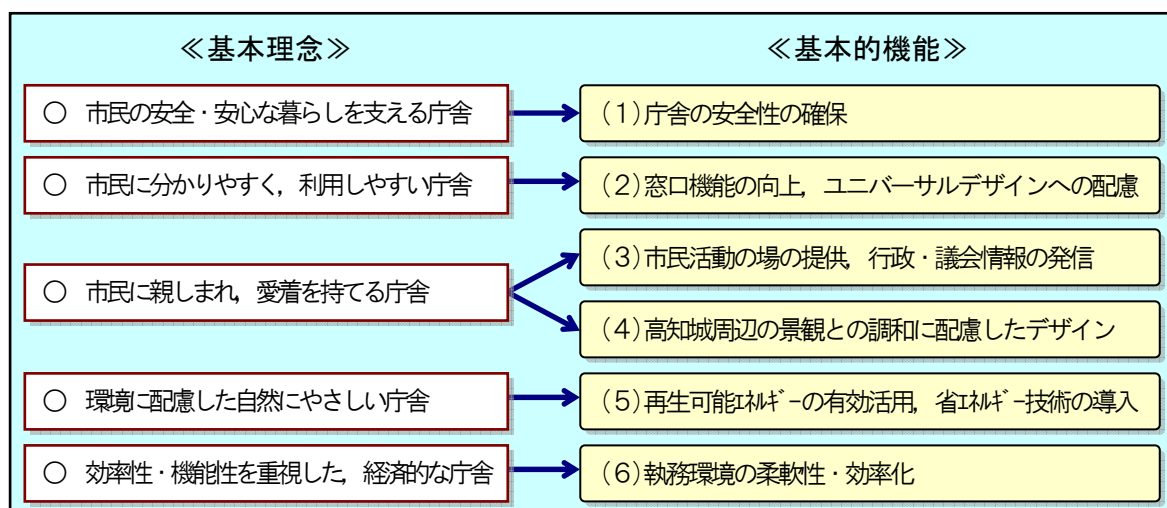
- 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎
- 市民に分かりやすく、利用しやすい庁舎
- 市民に親しまれ、愛着を持てる庁舎
- 環境に配慮した自然にやさしい庁舎
- 効率性・機能性を重視した、経済的な庁舎

4 新庁舎における基本的機能

基本理念の実現に向け、以下のような基本的機能を確保します。

- (1) 庁舎の安全性の確保
- (2) 窓口機能の向上，ユニバーサルデザインへの配慮
- (3) 市民活動の場の提供，行政・議会情報の発信
- (4) 高知城周辺の景観との調和に配慮したデザイン
- (5) 再生可能エネルギーの有効活用，省エネルギー技術の導入
- (6) 執務環境の柔軟性・効率化

<基本理念と基本的機能の対応関係>



(1) 庁舎の安全性の確保

本市は、近い将来に南海トラフの地震が発生すると予測されており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、国・高知県・本市において地震・津波による被害想定の見直しを進めている状況です。本市の現在の本庁舎は「現庁舎の現状と課題」で記述したように、耐震性や備蓄機能が不足しており、本市の防災拠点である「総合あんしんセンター」のバックアップ的な役割を果たす災害対応拠点としての機能を十分に果たすことができないことから、早急に地震などによる災害に備える必要があります。

新庁舎の建設にあたっては、地震などの被害を最小限におさえ、迅速な災害対応が可能となる十分な耐震性や、災害復旧に対応した備蓄機能等の確保とともに、大規模な災害時に市民が緊急避難場所として一時的に避難できるスペースを確保します。

なお、津波による浸水対策については、平成 24 年中に国・高知県が公表予定である、「南海トラフの巨大地震による津波浸水想定」を踏まえたうえで、災害対応拠点として機能するよう対策を講じます。

(2) 窓口機能の向上、ユニバーサルデザイン^(※)への配慮

現庁舎は分散していることから、市民がさまざまな手続きを窓口部署で行う場合、内容によっては各庁舎に移動しそれぞれの窓口で手続きをする必要があり、手間や時間がかかります。また、バリアフリーについては、一定対応してきていますが、構造的に対応できないこともあり不十分です。

新庁舎の建設にあたっては、ワンストップサービスの導入や、窓口となる部署を集約し、移動距離を短くすることなどにより市民の利便性の向上を図ります。また、上下水道事業の統合^(※)を平成 26 年度に予定しており、これらの窓口部門の配置についても検討します。さらに、高齢者・障がい者・子ども連れの方を含め、全ての方が利用しやすい庁舎として、ユニバーサルデザインにも配慮します。

(3) 市民活動の場の提供、行政・議会情報の発信

本庁舎は、中心市街地周辺に位置しており、多くの市民が集う場としての一翼を担っています。「1 現庁舎の現状と課題」で記述したように現庁舎は狭あい化していることから、市民が気軽に集えるようなスペースが不足しています。また、市民協働によるまちづくり活動の推進を図るための官民や市民同士の交流空間は限られています。

新庁舎の建設にあたっては、市民に親しまれ愛着を持てる庁舎となるよう、市民が気軽に集い、交流できる場を設置します。

また、行政情報や議会に関する情報を発信するコーナーを充実し、市民と協働するまちづくりを促進します。

なお、将来の人口や職員数の減少等によって、庁舎に空きスペースが生じた場合は、市民協働の場として活用するなど、施設の有効利用を図ることとします。

(4) 高知城周辺の景観との調和に配慮したデザイン

本市では、高知城の眺望やシンボル性を保全し、都市の発展と景観が調和するまちづくりを目指して景観形成基準を定めており、本庁舎は当該基準適用区域内に位置しています。

新庁舎の建設にあたっては、歴史的建造物である高知城からの眺望及び高知城への眺望に充分配慮し、城下町の景観を保全するとともに、周辺景観と調和したデザインとします。

ユニバーサルデザイン：ユニバーサル＝普遍的な、全体のという意味が示すように「すべての人のデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能な製品、建物、空間などをデザインするという考え方。

上下水道事業の統合：平成 26 年度に下水道事業を企業会計に移行し、上下水道事業を統合する予定。

(5) 再生可能エネルギーの有効活用、省エネルギー技術の導入

庁舎を維持管理していくうえで、自然環境に及ぼす影響は大きいことから、可能な限り自然に対する負荷を抑えることが重要となります。

本市の気候における特性としては、年間を通じた降水量の多さや恵まれた日照時間などが挙げられ、こうした自然条件を活かしながら、例えば、雨水の利用や太陽光発電など、積極的に資源の有効活用や再生可能エネルギーの活用を図ります。

また、省エネルギー技術を採用することで、環境に配慮するとともに、庁舎の維持管理に要するランニングコストを縮減します。

(6) 執務環境の柔軟性・効率化

現庁舎は、執務空間や通路部分が狭あい化し、また会議室や打ち合わせスペースの不足や、公文書の保管スペースが点在するなど、行政効率が低下しています。

新庁舎の建設においては、職員が効率的に執務を行うことができるように、適度な執務スペースや会議室等を確保するとともに、庁舎建設後の行政需要や組織の変化に対して柔軟に、幅広く対応できる空間を構成します。

5 新庁舎の位置

(1) 新庁舎の建設位置

新庁舎の整備については、具体的な検討が進められたのは平成11年9月に高知市新庁舎整備構想検討委員会が組織されてからですが、そのなかで新庁舎の候補地として、現在地、市民病院跡地、高知駅周辺市有地の3箇所が候補として挙げられました。その後、平成16年度に、市議会において本市執行部から、市民病院跡地は健康あんしんセンター(現総合あんしんセンター)の立地場所とし、また高知駅周辺市有地は国の施設を誘致することとし、現在地を新庁舎の建替え候補地として選択することを示しました。

その後、平成23年6月に設置した市議会南海地震対策調査特別委員会において、本庁舎等の耐震診断結果を踏まえ庁舎耐震化に向けた検討が行われました。

その結果、耐震補強は建替えに比べ費用は安くなるが、老朽化は解消されず短期間の使用後に建替えが必要となること、また、庁舎の狭あい化や分散化などの課題が解決されないこと、さらには、耐震補強壁等によっていっそう狭あい化し、市民サービスの提供に支障が生じる可能性が高くなることなどから、平成24年3月に、「本庁舎の耐震化は、現位置での建替えによって行われるよう求める」との中間報告がされたところです。

また、地方公共団体の事務所(庁舎)の位置については、地方自治法第4条第2項に「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されています。

以上のことから、これまでの検討結果や現在位置の特性を踏まえ、新庁舎の建設

位置については、「現在位置での建替え」とします。

なお、南海トラフの地震発災後に行政機能を維持できるように、国・高知県が示す現在位置での津波浸水想定に関するより詳細な情報を収集したうえで、新庁舎の必要な浸水対策を講じます。

[建設位置に関する検討経過]

平成 12 年 4 月	新庁舎の建設候補地として、「現在地」「市民病院跡地」「高知駅周辺市有地」の 3 箇所を選定
平成 16 年 12 月	議会・市役所新庁舎等調査特別委員会において建設候補地を検討した結果、「新庁舎建設となった場合は、現在地での建替え」となる旨を報告
平成 23 年 9 月	本庁舎・南別館の耐震診断結果を報告
平成 23 年 11 月	議会・南海地震対策調査特別委員会において、庁舎耐震化手法の比較検討結果及び建替えの場合の試算結果を報告
平成 24 年 3 月	議会・南海地震対策調査特別委員会より「現位置での建替え」を求める中間報告を委員長が報告
平成 24 年 3 月	『高知市新庁舎建設基本方針』策定、「現在地での建替えとすることが最適である」と記載

○現在位置の特性

(1) 災害対応拠点として機能

高知県庁や本市の防災上の重要拠点である「総合あんしんセンター」に近い。

(2) 市民の利便性

高知城の南側に位置し、中心商店街にも近く、路線バスや路面電車などの公共交通機関に恵まれており、市民が利用しやすい。

(3) 市内中心部に位置する官庁街

市内中心部に位置し、高知県庁や高知地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎、高知法務総合庁舎などの行政・司法機関が集中した地区にある。

(2) 本庁舎敷地における建設可能範囲

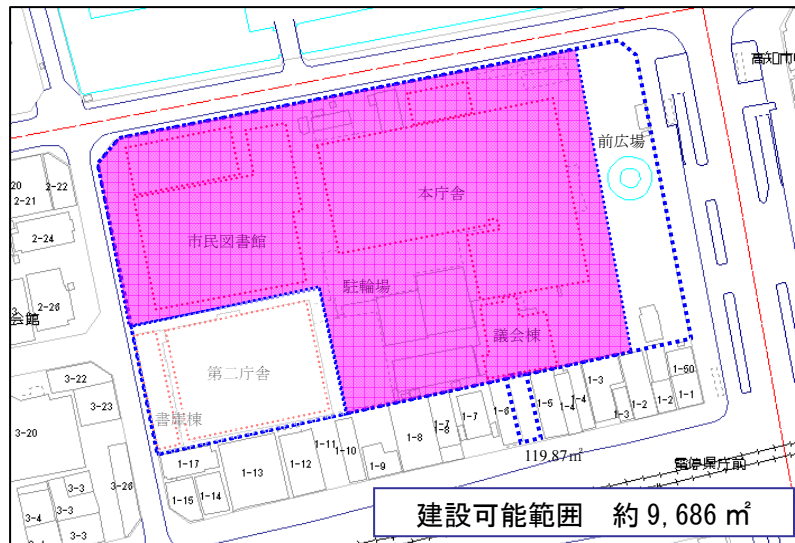
本庁舎敷地の総面積は、第二庁舎及び市民図書館等の敷地面積を含めて約 13,195 m² (計量検査所を除く) です。

第二庁舎については、新耐震基準で建築されており、引き続き利用可能であるため、財産の有効活用の観点から新庁舎とあわせて利用することとします。

市役所前広場については、地下に駐車場があるため建設が不可能と考えられます。

また、市民図書館については、県・市合築による新図書館の建設が進行しており、現在地から移転することになるため、新庁舎の建設可能範囲に含めることができません。

以上のことから、建設可能面積としては第二庁舎・書庫棟・前広場の敷地を除いた約 9,686 m² となり、この中で建物の配置等を検討することとします。



(3) 本庁舎敷地の特性

① 用途種別等

ア 商業地域

イ 建ぺい率：80%（防火地域につき実質制限無し）

ウ 容積率：500%

エ 28m 高度規制区域

② 地盤の特性

本庁舎東隣の県庁前通り地下駐車場建設時に行った地質調査による地質の概要は次のとおりであり、書庫棟、第二庁舎、図書館エレベーター棟建設時の地質調査も概ね同様で、書庫棟、第二庁舎、あんしんセンターは、下表オの洪積層（第二庁舎は約 25m、あんしんセンターは 30～33mの深さ）に杭を打って建物を支持しています。

【地質の概要】

地質構成	GL(深さ)	地質特性
ア 盛土層	-2.5m 以浅	シルト混り砂礫を主体とする。場所によっては瓦礫、コンクリート片の点在やシルト分を多く含む等、かなり不均一な地層である。相対密度は「中位の」に分類される。
イ 上部沖積層	-2.5m～ -10.0m	砂礫層と砂質土層よりなる。この層は自由地下帯水層を形成し、相対密度は「中位の」に分類される。 下半の層に分布する砂質土層はシルト分を多く含む細砂層で、貝片、腐植物の混入も認められ、相対密度は「緩い」に分類される。 この砂質土層は鏡川より離れるに従ってシルト分を多く含み、地盤の強さが小さくなる傾向にある。
ウ 火山灰層	-10.0m～ -15.0m	均等粒の微粒砂で強震動等による著しい強度低下が考えられる土質である。
エ 下部沖積層	-15.0m～ -24.0m	粘性土層であり、全体的に貝片、腐植物の混入がみられる。 下部の層では砂の混入が多く、砂の混入は県庁前から南に向かって徐々に多くなり、地盤の強さも若干大きくなる傾向にある。
オ 洪積層	-24.0m 以深	砂礫が厚く分布する。-30.0m 以深では風化礫が混入する。 地盤の強さは深度が増すに従って大きくなり、約-30.0m 以深で N>50 が認められる。(N 値は地盤の固さを表す指標。50 以上の層 5m 以上が支持層と定義されている。) 近隣の建築物はこの層を支持層とした杭基礎を採用したものが多く考えられる。

沖積層：堆積時代が新しいため、固結までは至らず、一般に軟弱な土層。

洪積層：沖積土層に比べて一般に強く固結した土層。

シルト：泥（粒径が 1/16mm 以下のもの）の中で、粘土（粒径が 1/256mm 以下）より粒が大きく粗いもの（粒径 1/16mm ～1/256mm）をいう。

③ 課題

○ 南海トラフの地震による津波浸水・長期浸水

内閣府が平成 24 年 3 月 31 日に公表した津波断層モデルの推計結果を基に、平成 24 年 5 月 10 日に高知県が公表した「高知県版第 1 弾南海トラフの巨大地震による津波浸水予測図」による予測は以下のとおりとなります。

内容	数値	説明
標高（地殻変動前）	2m	
最大ケースの地殻変動量	-1.473m	
最大浸水深 （地殻変動後）	1.29m	・高知県に極めて影響の大きいケースでの浸水シミュレーション結果 ・50m メッシュ推計 ・最終防潮施設等がないものとして計算
津波到達予測時間	30 cm 浸水：148 分 最大浸水：306 分	・H24. 6. 26 県発表 ・30 cm 浸水により避難困難となる

なお、今回の予測は、高知県において最大津波高が推計されたケースにより、50m メッシュ^(※)で推計されたものであり、最終防潮施設等がないものとして、本市に最大規模の影響がある場合の推計によるものです。また、これらの数値では本庁舎付近の標高が 2m とされていますが、標高マップでの標高は 3.0m～3.5m であることから、基本計画等では平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した新たな浸水予測に基づき本年中に高知県から公表される予定のより詳細な 10m メッシュの推計結果を基に、新庁舎の浸水被害の影響を精査し、必要な対策を講じることとします。

6 新庁舎の規模

(1) 規模算定の前提条件

① 職員数

平成 24 年 4 月現在の本市の人口は、340,806 人です。「2011 高知市総合計画」では、将来人口は今後、少子化の進展とともに、転出者が転入者を上回る社会動態等の要因による減少傾向にあり、平成 42 年度には約 30 万人になると想定しています。

本市の職員数は、こうした人口減少の影響は少なからずあることと推測されますが、今後の地域主権改革に伴う権限移譲等による事務量増加や、行政需要の変化への対応の必要性など様々な増減要因が考えられます。

以上のことから、新庁舎整備の対象としては、本庁舎周辺の庁舎に勤務する平成 24 年 4 月時点での職員数（再任用職員・臨時職員等を含む）から、現時点で想定される平成 26 年度に予定している上下水道事業統合により出向する職員数を差し引いた 1,430 人を根拠とします。

メッシュ：メッシュとは、自然地理学の分野において観測網とも呼ばれ、雨量や地震などの観測の精度を示す値で、その中で示される観測数値は、そのメッシュ内での平均的な値を示す。したがってメッシュ幅の数値が大きいほど個々の地点での誤差は大きくなり、10m メッシュの方が 50m メッシュに比べ誤差が小さくなる。

新庁舎に配置する職員数については、以下の点を考慮しながら今後さらに検討することとします。

- (1) 分散化を解消し、本庁舎・南別館・たかじょう西庁舎・柳原分館を統合
- (2) 狭あい化解消による、新庁舎・第二庁舎・たかじょう庁舎における適切な職員一人当たりの延床面積の平均化

② 議員数

議員数については、「高知市議会の議員の定数を定める条例」に規定する定数34人とします。

(2) 新庁舎の想定規模

「高知市新庁舎建設基本方針」で示した庁舎規模である21,000～32,000㎡の範囲内で検討することとし、算出方法については、他市の庁舎建設の検討において多く使用されている「総務省地方債同意等基準」に定める庁舎標準面積算定基準（以下「総務省の庁舎標準面積算定基準」という。）を参考にして算出した結果24,000㎡となり、次のように比較検討しました。（算出方法については資料編「新庁舎の建設規模の算定」を参照）

	算定方法	延床面積
①	基本方針で示した範囲内での最低限度の面積	21,000㎡
②	総務省の庁舎標準面積算定基準に基づく面積（24,000㎡）及び現行の食堂や金融機関等の面積（約1,000㎡）に、新庁舎に求められる機能等に必要面積（約3,000㎡の範囲）を付加した面積	25,000～28,000㎡
③	基本方針で示した範囲内での上限面積	32,000㎡

- ①では、現庁舎の課題である狭あい化はほとんど解消されません（現庁舎における一人当たりの延床面積18.4㎡／①の場合の新庁舎＋第二庁舎＋たかじょう庁舎における一人当たりの延床面積20.2㎡）。
- また①では、新庁舎に求められる機能である、窓口機能の集約や充実、市民協働空間や災害対応拠点機能の確保、今後の行政需要の変化による柔軟な対応、バリアフリー化による十分なスペース、プライバシーに配慮した相談スペースの確保などは困難と考えられます。
- ③では、本庁舎敷地に建設する場合、高度規制区域にあることから第二庁舎を解体して一体的に建設する必要があります。「5 新庁舎の位置」で前述したように、第二庁舎は新耐震基準であり財産の有効活用の観点から、新庁舎とあわせて利

用することとしています。

- ②では、狭あい化の解消や新庁舎に求められる機能の確保が一定可能であり、第二庁舎は引き続き利用しながら、新庁舎の建設が可能です。

以上のことから、新庁舎の規模は、②の「25,000～28,000 m²」とし、概ねこの面積の範囲で、新庁舎に必要となる災害対応機能、市民サービス向上機能等の付加面積について、今後の基本計画においてさらに検討することとします。

(3) 公用車駐車場

現在、現庁舎には公用車を約 100 台保有していますが、公用車駐車スペースとしては各庁舎に分散しており、業務効率が低下しています。新庁舎の建設にあたっては、業務の効率化や災害時の復旧活動の迅速化を図る目的から新庁舎の敷地内に集約する方向で検討します。

(4) 来庁者用駐車場

現在、自家用車で来庁される市民の多くは、県庁前通り地下駐車場に駐車しており、30分の駐車料金を本市が負担しています。新庁舎建設にあたっては、自家用車を利用する来庁者が多い状況を考慮し、地下駐車場のあり方や市民サービスのあり方を検討しながら、必要台数を確保します。

(5) 駐輪場

現在は、駐輪場スペースとして本庁舎敷地に約 1,000 m²、南別館約 250 m²、たかじょう西庁舎約 100 m²、その他を含めて合計約 1,400 m²の駐輪場を設置していますが、現状では狭あい化しており、新庁舎では狭あい化の解消を考慮して必要面積を確保します。

7 事業手法

新庁舎建設にあたっては、さまざまな事業手法が考えられますが、以下の3方式について、コスト面、地元企業参入の可能性、予定期間内での施工完了、施主の意向反映の視点から比較検討しました。

	直接建設方式	リース方式 (BLT ^(※))	PFI方式 ^(※) (BTO ^(※))
概要	市が施設の設計、建設、維持管理・運営に至るまで、すべての工程を管理し、それぞれ委託・請負契約のうえ民間事業者が発注。資金調達は市が行う。	民間事業者が資金調達・設計・建設を行った施設を市に長期リースし、投下資金回収後、市に施設所有権を移転する。資金調達は民間。	民間事業者（SPC ^(※) ）がPFI法に基づき、設計・施工・維持管理を一括して長期契約として行う。資金調達は民間。（市は基本計画策定・事業監視）
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・支払利息が比較的小さい ・起債を活用できる ・短期間に多額の資金需要が発生する ・建設費用が、他の方式と比較すると高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・全過程の業者を同時に選定するため、コストの縮減の可能性はある ・支払利息が大きい ・これまでの施工例では、本庁舎のような長期間の使用を前提とした例がなく、リース期間が短くなると単年度支出が大きくなる ・資金調達はコーポレートファイナンス^(※)となり、PFIと比較すると低金利で設定可能であるが、直接建設方式よりは高金利となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・資金調達はプロジェクトファイナンス^(※)となり、他の方式と比較して高金利で設定
地元企業	<ul style="list-style-type: none"> ・分離発注等により地元企業の参入が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業が参入しにくい 	同左
施工過程及び期間	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工・維持管理の各段階でのマネジメントは発注者が行うことになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始のスピード化が図れ、即応性がある ・分庁舎や支所規模の例はあるが、本庁舎規模での施工例がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約が1本のため責任の所在が明確 ・PFI法に基づくため、選定期間は長期化し、供用開始までに時間を要する ・全業務に関する仕様を提案書に盛り込む必要があることから難度が高い
意向反映	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様発注のため、市の実績・経験を活かした発注による設計・建設が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・性能発注のため、発注側の仕様どおりに実現するものではなく、受託者のノウハウ等により左右する 	同左

○ 総支払額としては、仮に延床面積 25,000 m²で試算した場合、将来の支払い利息を含めると直接建設方式 105.7 億円、リース方式 106.0 億円程度となり、リース方式の場合、性能発注により直接建設方式と比べ建設費自体は安価に抑えることができると考えられるものの、民間による資金調達となるため、建設後の支払利息は直接建設方式の場合の起債借り入れによる利息に比べて高額となり、結果としてほとんど差がありません。

また、PFI方式については、算出方法が複雑であり試算が困難ではありますが、他の方式にはない導入可能性調査及びアドバイザー費用が別途発生することや、リース方式と同様に民間による資金調達であるため、総支払額としては大差がないものと推測されます。

- 地元企業参入の可能性においては、直接建設方式であれば分離発注等により参入が可能となります。
- 施工期間については、手続きに時間を要すると思われるPFI方式以外は予定期間内での施工完了が可能と考えられます。
- 建設時において、施主である本市の意向反映については、リース方式及びPFI方式においては、性能発注によるため本市の意向の反映は難しく、直接建設方式の場合は細部にわたり本市の意向を反映させて建設することが可能となります。
- また、PFI方式の導入メリットとしては、民間の創意工夫による経営能力や技術的能力の活用などがありますが、庁舎の場合はそういった民間のノウハウを生かす空間や業務は限られることからメリットとしては少ないものと考えられます。

以上の観点から検討した結果、新庁舎建設の事業手法としては「直接建設方式」を採用することとします。

なお、実際の工事等の発注方法については、地元企業への発注などを考慮した上で、今後検討することとします。

PFI：Private Finance Initiative の略。公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

BLT：Build Lease Transferの略。民間が資金調達、施設を建設後、公共に施設をリースする。民間はリース期間内に得られるリース料により整備費用を回収、リース期間終了後、施設は公共に譲渡する。

BTO：Build Transfer Operationの略。民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

プロジェクトファイナンス：特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュフロー（収益）に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法。

コーポレートファイナンス：従来型企業貸付の主流で、企業活動全体が債務返済の原資となる資金調達形式。特定のプロジェクトの採算性等が問われるプロジェクト・ファイナンスに対して、企業の持つ人、物、金（カネ）全体が信用力となる。

SPPC：Special Purpose Company の略。ある特別の事業を行うために設立された事業会社（特別目的会社）のこと。PFIでは、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

8 事業費とその財源

本市は、今後発生するとされる南海トラフの地震に備え市民の命を守る対策を最優先課題として位置づけており、本庁舎を含めた公共施設の耐震化や避難路整備等の大規模事業を計画しています。

新庁舎の建設にあたっては可能な限り事業費の抑制に努めるとともに、財源については、今後の財政負担に十分配慮し、有利な補助金や地方債等の活用を研究、検討し、将来への財政面での負担軽減を図ります。

(1) 事業費

	金額	説明
建設工事費	87.5～98 億円	想定延床面積 25,000～28,000 m ²
設計費等	3.5～3.9 億円	地質・家屋調査費等含む
解体費	2.9 億円	本庁舎等
仮庁舎費	6.5 億円	約 4 年間の賃借を想定
移転費	0.2 億円	本庁舎～仮庁舎の往復分を想定
合計	100.6～111.5 億円	

※駐車場・外構工事費は含まない。

※基礎杭の本数や長さ、地盤の液状化に対応した工法の採用等により、建設工事費が増となる場合がある。

(2) 財源

	金額	説明
地方債	65.6～73.5 億円	一般単独事業（一般事業／75%充当）
基金	15.0 億円	新庁舎建設基金で積み立て予定
一般財源	20～23 億円	
合計	100.6～111.5 億円	

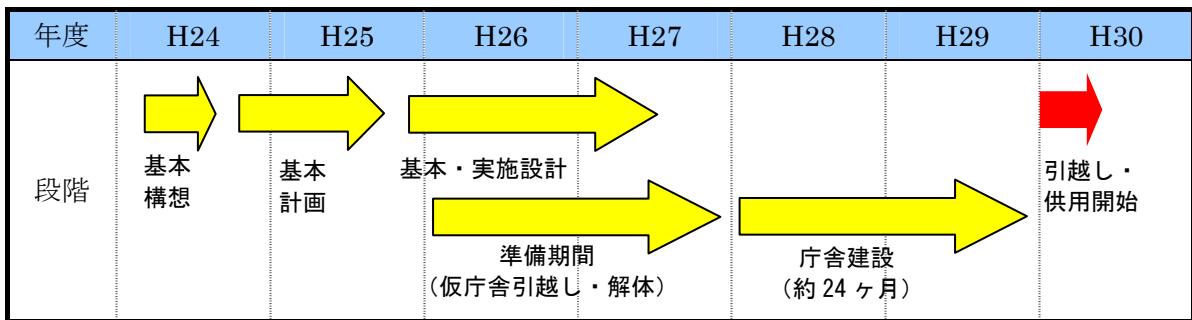
9 今後の進め方

(1) 市民意見の取り入れ

今後の基本計画や基本・実施設計の策定にあたっては、平成24年5月に実施した「高知市庁舎に関する来庁者アンケート」の結果に加え、必要な機会にパブリックコメントや、各種団体との意見交換会等を通じて、市民の意見を取り入れることとしています。

(2) スケジュール

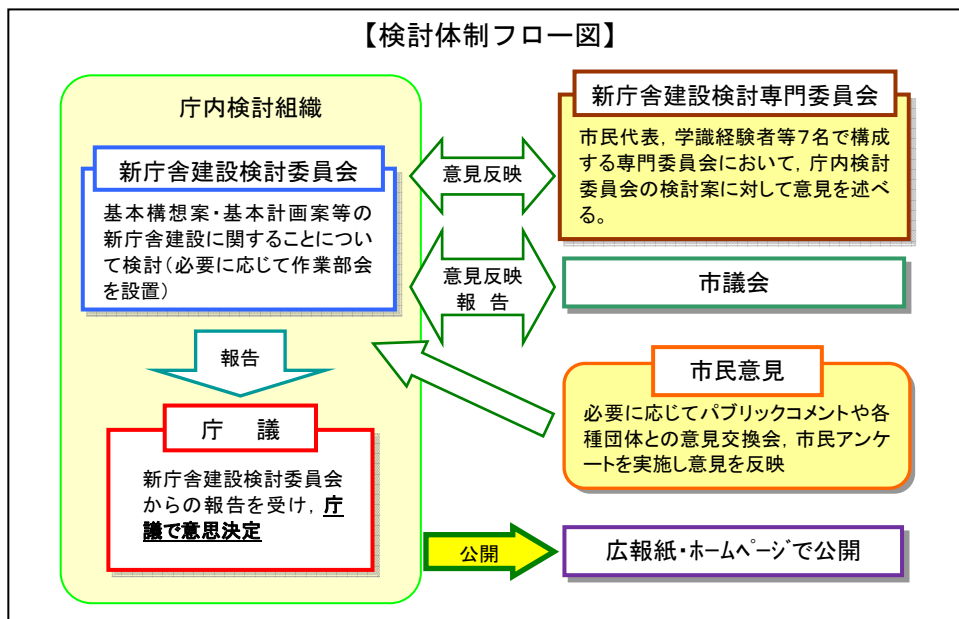
今後は、基本計画、基本・実施設計を策定し、仮庁舎への引越し、庁舎建設工事を経て、平成30年度には新庁舎への引越し及び供用開始を予定しています。



(3) 新庁舎建設における検討体制

新庁舎建設にあたっては、以下のようなフロー図により検討を進めます。

庁内で組織する「高知市新庁舎建設検討委員会」により、新庁舎に関する事項を検討するうえで、外部の学識経験者や市民代表等で組織する「高知市新庁舎建設検討専門委員会」や市議会から適宜意見をいただき、市民からの意見も取り入れながら検討していく予定です。



(4) 今後の課題事項

基本構想の策定にあたって、市議会や新庁舎建設検討委員会、新庁舎建設検討専門委員会等が出されたさまざまな課題や提言のうち、次の基本計画や今後において検討を行う必要がある主な課題事項は次のとおりです。

- 今年中に県が公表する詳細な津波想定を受けての浸水対策
- 地盤の液状化に対する対策
- 窓口の集約やローカウンターなど窓口対応の方法
- 災害対応機能、市民サービス向上のための機能の充実
- 県庁前通り地下駐車場を含めた駐車場のあり方
- 屋上ヘリポート整備の必要性
- 外郭団体等の新庁舎への入居
- 今後の財政見通しとの関連
- 補助金や有利な起債の活用
- 仮庁舎の確保、移転時期
- 売却等を含めた資産の有効活用（南別館、柳原分館等）
- 新庁舎建設についての情報提供、市民意見の集約
- 事業費の縮減につながる建築手法（建物の構造等）
- 設計にかかる最新技術の活用
- より開かれた議会を目指す機能、施設整備
- ※ 水道局庁舎のあり方

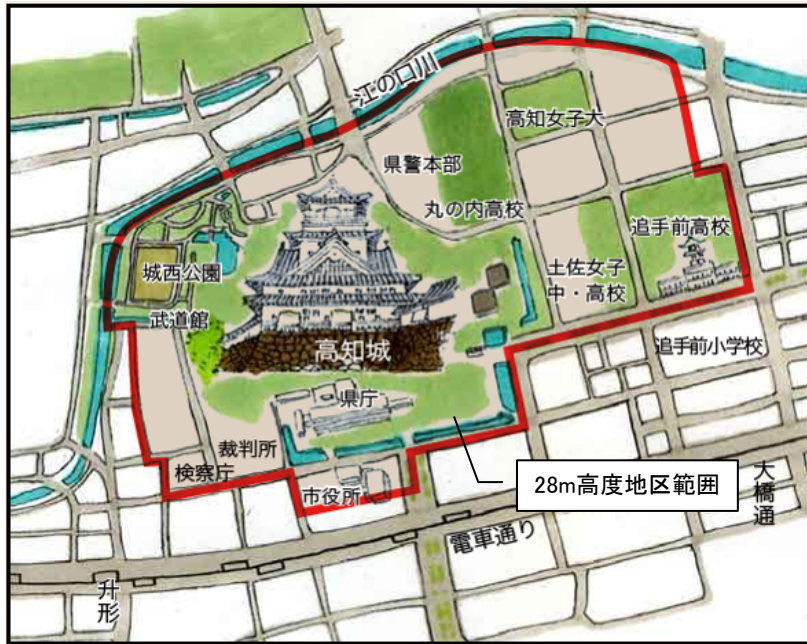
高知市新庁舎建設基本構想

資料編

- 1 本庁舎周辺敷地の特性
- 2 本庁舎周辺敷地の標高
- 3 南海トラフの巨大地震による津波浸水想定・津波到達時間
- 4 高知市本庁舎及び周辺庁舎における職員数
- 5 高知市庁舎配置図(本庁舎周辺)
- 6 駐車場の現況
- 7 新庁舎の建設規模の算定
- 8 検討体制
 - ・ 高知市新庁舎建設検討専門委員会 要綱・委員名簿
 - ・ 高知市新庁舎建設検討委員会 要綱・委員名簿
 - ・ 各委員会検討経過
- 9 高知市庁舎に関する来庁者アンケート集計結果

本庁舎周辺敷地の特性

○高知城周辺の景観形成基準適用区域図 ※平成18年10月



(「お城の見えるまちづくり」パンフレットより)

■景観形成基本方針

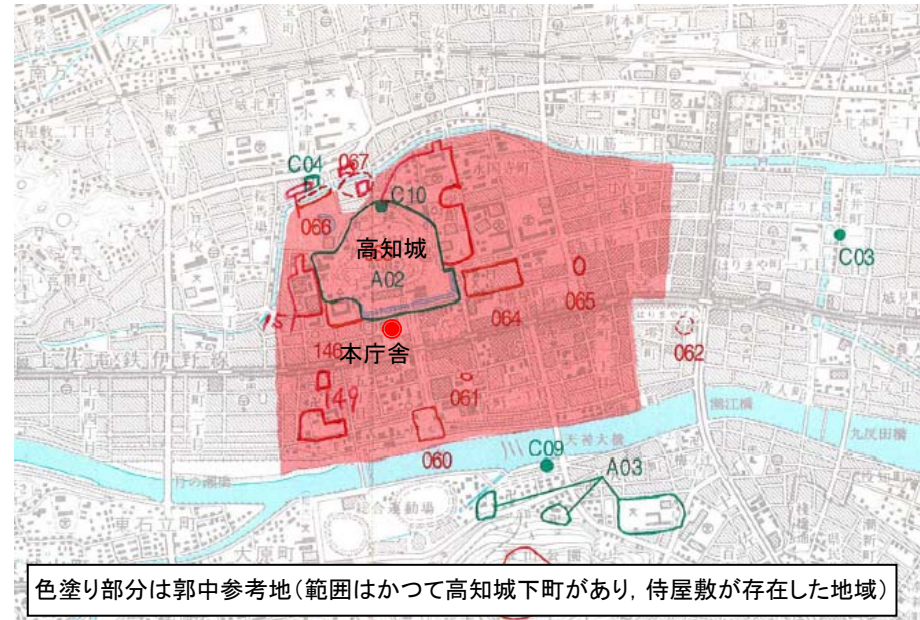
- ・高知城のシンボル性の保全
- ・高知城への眺望及び高知城からの眺望の確保
- ・格調の高い町並みの形成

■28m高度地区・高知城周辺都市美形成モデル地区

○景観形成の方針

高さは高知城からの眺望に配慮したものとする(28m高度規制)
デザインや色彩は、高知城周辺の格調高い景観との調和に配慮したものとする

○高知市遺跡地図(本庁舎周辺抜粋)



色塗り部分は郭中参考地(範囲はかつて高知城下町があり、侍屋敷が存在した地域)

(参考)

○文化財保護法 (抜粋)

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定(文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。)を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定(歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。)により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

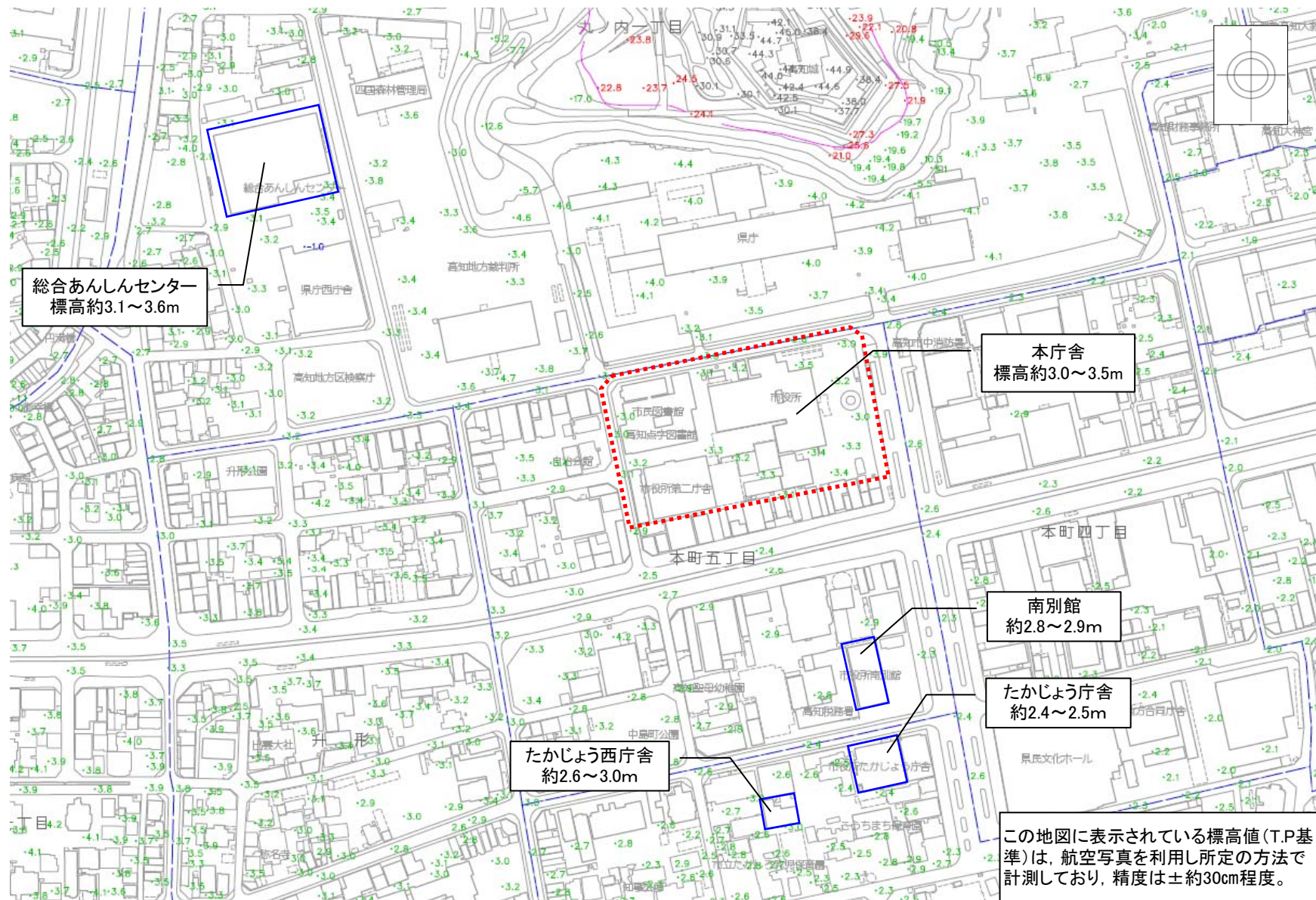
2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

本庁舎周辺敷地の標高

○高知市標高マップ(本庁舎周辺抜粋) ※平成24年5月作成

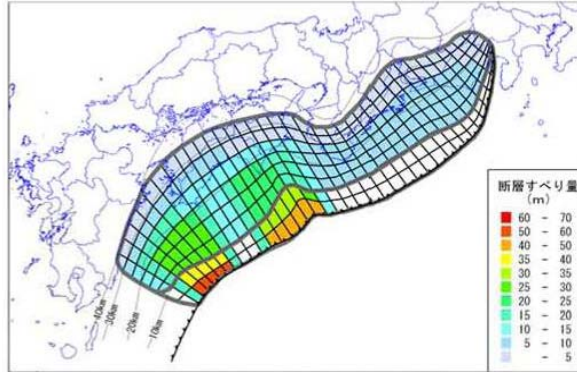
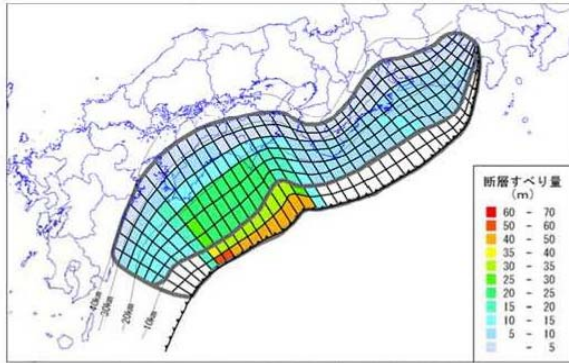


南海トラフの巨大地震による津波浸水想定・津波到達時間

○ 高知市で最大津波高が推計されたケース

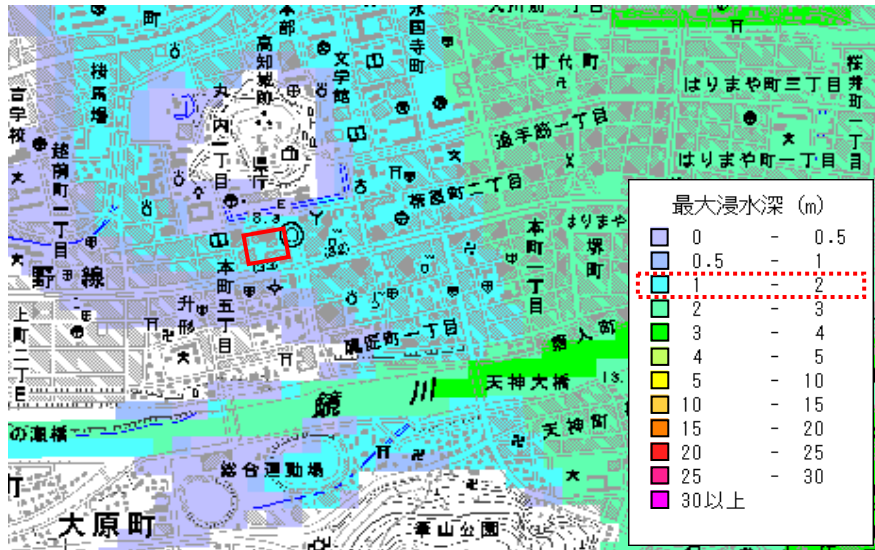
ケース④ 四国沖に大すべり域を設定

ケース⑪ 室戸岬沖、日向灘に大すべり域を設定



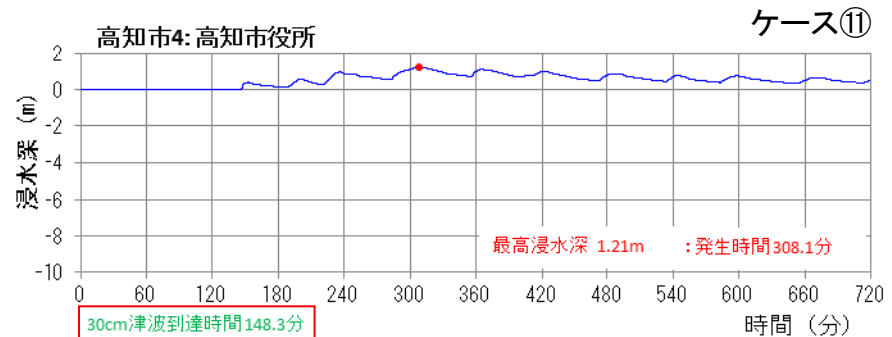
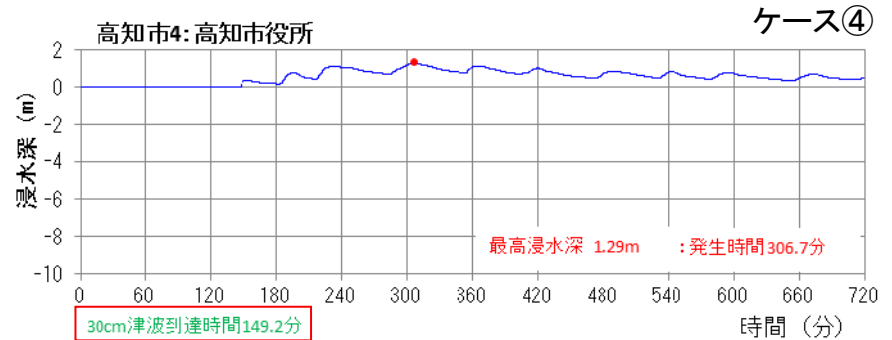
＜注意事項＞
 ○内閣府が3月31日に公表した津波断層モデルによる推計結果を基に、高知県が公表した50mメッシュの津波浸水想定による
 ○津波断層モデル11ケースのうち、本市に極めて影響が大きい2ケースにより推計
 ・ケース④：四国沖に大すべり域を設定
 ・ケース⑪：室戸岬沖と日向灘に大すべり域を設定
 ○海岸堤防などの最終防潮施設等はないものとして計算
 ○地盤データは2003年のもの

○ 津波浸水深図(本庁舎周辺抜粋)



＜本庁舎周辺の浸水深等＞
 A 最大ケースの地殻変動量：-1.473m(ケース④)
 B 最大ケースの浸水深：1.297m(ケース④)
 C 標高(地殻変動前)：2.003m
 D 津波標高T.P.：1.827m (A+B+C)

○ 本庁舎周辺の津波到達時間



高知市本庁舎及び周辺庁舎における職員数

平成24年4月現在

- 平成24年4月調査
 ○対象庁舎: 本庁舎, 第二庁舎, 南別館, たかじょう庁舎, たかじょう西庁舎, 柳原分館,
 スポーツ振興課事務所棟
 ○対象職員: 上記庁舎内で定位置があり執務を行う環境にある職員数

[単位: 人]

【役職別】

役職	人数
特別職	5
部長級	12
副部長級	22
課長級	71
補佐級	79
係長級	163
一般職	785
製図者	25
再任用職員	15
臨時職員	181
非常勤職員	106
その他	74
合計	1538

【庁舎・部局別】

庁舎名	部局・部名	その他を 含む人数	その他を 除く人数	備考
本庁舎	市長・副市長	3	3	
	総務部	88	87	
	財務部	190	181	
	市民協働部	112	112	
	健康福祉部	80	80	
	議会事務局	25	25	
	会計管理者	12	12	出納課を含む
	計	510	500	
	第二庁舎	総務部	28	12
健康福祉部		383	381	
環境部		62	62	
計		473	455	
南別館	総務部	5	3	
	都市建設部	233	226	
	計	238	229	
たかじょう庁舎	総務部	8	5	
	市民協働部	38	33	
	教育委員会	96	90	教育長を含む
	各行政委員会	39	39	常勤監査委員を含む
	計	181	167	
たかじょう西庁舎	商工観光部	56	42	
	農林水産部	35	33	
	都市建設部	7	0	
	計	98	75	
柳原分館	総務部	4	4	
	市民協働部	9	9	
	計	13	13	
スポ振棟	健康福祉部	16	16	
	教育委員会	9	9	
	計	25	25	
合計		1538	1464	

【部局別】

部局	人数
市長・副市長	3
総務部	133
財務部	190
市民協働部	159
健康福祉部	479
環境部	62
商工観光部	56
農林水産部	35
都市建設部	240
教育委員会	105
議会事務局	25
会計管理者	12
各行政委員会	39
合計	1538

※役職の「その他」は、庁舎内で業務を行う委託業者, 目的外使用許可団体, 外郭団体をさす。
 ※新庁舎の規模の算定における職員数は、「その他」を除いた人数とする。
 ※食堂・売店業者, 清掃業者, 当直員, 警備員は対象外。

高知市庁舎配置図（本庁舎周辺）

■代表電話番号:088-822-8111

(平成24年4月現在)

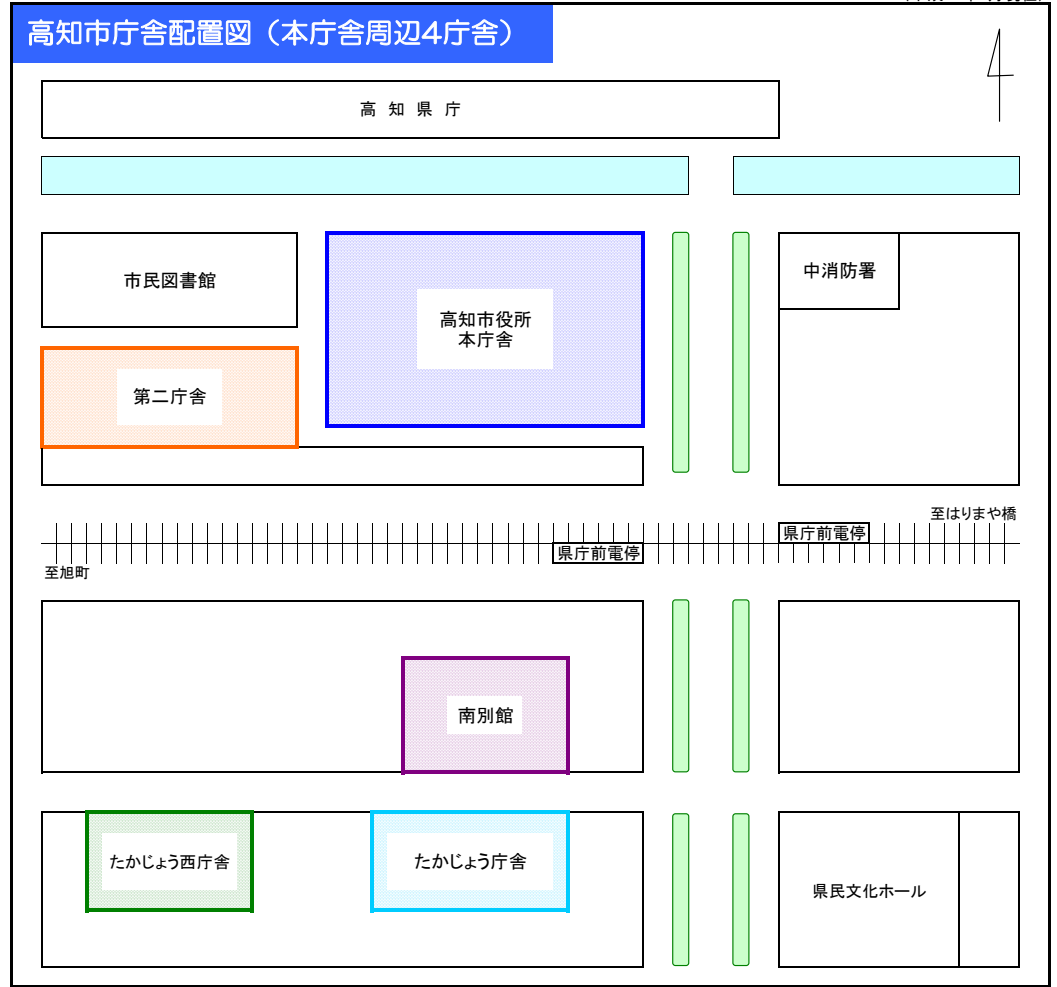
本庁舎		所在地:高知市本町5丁目1-45	
5階	・市民協働部長 ・市民協働部副部長	・人権同和・男女共同参画課 ・行政改革推進課	・総合政策課 ・新庁舎建設課 ・指導監査課
4階	・財務部長 ・財務部副部長	・管財課 ・財政課	・契約課 ・入札室 ・情報公開センター
3階	・市長室 ・副市長室 ・市長公室	・秘書広報課 ・記者室 ・人事課	・総務部長 ・総務部副部長 ・総務課 ・評価審査委員会
2階	・市民税課 ・資産税課 ・税務管理課	[議会棟] ・議長室 ・副議長室	・市民クラブ ・公明党 ・新風クラブ ・共産党 ・新こちら未来 ・みどりの会
1階	・中央窓口センター ・保険医療課	・税務証明係 ・国民年金係	・出納課 ・四国銀行 ・議会事務局 ・市民生活課
B1	・当直室 ・機械室(警備員室)	・自動車管理室 ・清掃員控え室	・厚生会売店 ・食堂

第二庁舎		所在地:高知市本町5丁目1-45	
3階	・環境部長 ・環境部副部長	・みどり課 ・環境政策課	・新エネルギー推進課 ・情報政策課
2階	・健康福祉部長 ・健康福祉部副部長 ・健康福祉総務課	・介護保険課 ・高齢者支援課 ・子育て支援課	・子ども家庭支援センター・環境保全課 ・保育課 ・廃棄物対策課
1階	・福祉事務所長 ・障がい福祉課	・福祉管理課 ・第一福祉課	・第二福祉課

南別館		所在地:高知市本町5丁目6-13	
7階	・職員厚生会 ・食堂		
6階	・下水道建設課 ・河川水路課	・技術監理課	
5階	・住宅課 ・市営住宅管理センター	・市街地整備課	
4階	・都市計画課	・建築指導課	
3階	・都市建設部長 ・都市建設部副部長	・都市建設総務課 ・公共建築課	
2階	・道路管理課	・道路整備課	

たかじょう庁舎		所在地:高知市鷹匠町2丁目1-43	
6階	・人事課(人材育成) ・大会議室	・健康管理室	
5階	・農業委員会 ・監査委員事務局	・公平委員会 ・高知中央広域市町村圏事務組合	
4階	・学校教育課 ・教育環境支援課	・人権・子ども支援課 ・生涯学習課	・青少年課
3階	・教育政策課 ・学校給食会	・選挙管理委員会事務局	
2階	・地域コミュニティ推進課 ・交通政策課	・市民活動サポートセンター	

たかじょう西庁舎		所在地:高知市鷹匠町2丁目1-36	
6階	・農林水産部長 ・農林水産副部長	・地域振興担当参事 ・農林水産課	
5階	・耕地課		
4階	・観光振興課	・高知市都市整備公社	
3階	・商工振興課	・高知市雇用創出促進協議会	
2階	・商工観光部長 ・商工観光副部長	・産業政策課	
1階	・高知市観光協会		



■その他の主な庁舎		
庁舎名	所在地	課名
総合あんしんセンター	高知市丸ノ内1-7-45	保健所(保健総務課、地域保健課、生活食品課、健康づくり課) 防災対策部(防災対策部長・副部長、防災政策課、地域防災推進課) 消防局(総務課、警防課、情報指令課、予防課)
柳原分館	高知市鷹匠町2-5-7	地籍調査課、総合政策課(調査統計)
スポーツ振興課事務所棟	高知市大原町98-1	スポーツ振興課、ねんりんピック推進課
鏡庁舎	高知市鏡小浜8	鏡地域振興課、鏡窓口センター等
土佐山庁舎	高知市土佐山127	土佐山地域振興課、土佐山窓口センター等
春野庁舎	高知市春野町西分15	春野地域振興課、春野窓口センター、春野環境センター等

○駐車場の現況

平成24年4月現在

	公用車	来客用	障害者用	その他	駐車可能台数
本庁舎	20台	-	1台	議会1台 議会バス1台	23台
第二庁舎	-	-	5台	-	5台
書庫棟	5台	-	-	公用トラック2台 公用バン2台	9台
たかじょう庁舎	13台	-	3台	-	16台
たかじょう西庁舎	32台	-	1台	公用連絡便3台 搬入1台	37台
柳原分館	6台	-	-	-	6台
スポ振棟	28台	15台	-	-	43台
合計	104台	15台	10台	10台	139台

○高知市県庁前通り地下駐車場の概要

設置根拠	高知市駐車場条例
管理形態	指定管理業務
入出場時間	午前8時から午後10時まで
利用料金	最初の1時間(30分毎150円) 300円 1時間を超えて30分毎 100円 21時30分から8時30分(泊) 1,000円 全日(定期) 15,000円
高知市負担	30分150円を市が負担
駐車場	地下1層機械式(一部自走式)
収容台数	222台(大型車・自動二輪車は駐車不可)
面積	3,964m ²
供用開始時期	平成4年6月1日

平成23年度利用状況			
利用台数	219,049台	うち来庁者台数	135,035台 61.65% (来庁/全体)
利用料金	73,496,890円	市負担額	20,940,850円 28.49% (市負担/全体)
平均駐車時間	1.53時間/台	※来庁者台数:スタンプ押印または会議召集により,本市が負担した台数	
平均回転率	2.72回	※市負担額:30分の料金を市が負担した金額	
平均利用率	29.71%	※回転率:利用台数/収容台数×日数	
		※利用率:平均駐車時間×回転率/営業時間	

新庁舎の建設規模の算定

1 現庁舎の状況

現庁舎における職員一人あたりの面積は、「柳原分館」「スポーツ振興課棟」を除き、「第二庁舎」が最も狭く、最も広い「たかじょう庁舎」の約3分の1程度しかなく、狭あい化が顕著である。また、「たかじょう庁舎」が最も広いが、これは会議室が集中しているためである。

したがって、新庁舎の建設規模の算定にあたっては、今後のワンストップサービスの導入や、第二庁舎の狭あい化の解消、会議室の分散化など、建て替え等が必要でない「第二庁舎」及び「たかじょう庁舎」も含めて検討する必要がある。

また、平成 24 年5月に実施した来庁者アンケートでは、新庁舎には休憩や飲食ができる場所、子どもを遊ばせられるスペース、ゆっくりと休める緑のスペースを望む声が多く(合計で全体の 36.5%)、バリアフリーなども考慮し、ある程度余裕のあるスペースの確保が必要であると考ええる。

2 新庁舎規模の設定

(1) 規模の算定

新庁舎の規模は、次の3つの算定方法により想定する。

- ① 基本方針で示した範囲内での最低限度の設定規模
(新庁舎に入居する職員数を 842 人と仮定し、1 人当たり面積 25 m²として算出)
- ② 総務省の地方債同意等基準に定める庁舎標準面積算定基準に基づく設定規模
(平成 23 年度から廃止されてはいるが、他自治体も面積算定の基準としている。)
- ③ 基本方針で示した範囲内での上限の設定規模
(新庁舎に入居する職員数を 1,297 人と仮定し、1 人当たり面積 25 m²として算出)

① 基本方針で示した範囲内での最低限度の設定規模

新庁舎に入居する職員数は、現在の「本庁舎」、「南別館」、「たかじょう西庁舎」、「柳原分館」、「スポーツ振興課棟」の職員数(842 人)と仮定し、1 人当たり面積 25 m²として算出した設定規模は次のとおりとなる。

【基本方針で示した範囲内での最低限度の設定規模】

算定根拠	面積
842 人×25 m ² =21,050 m ²	≒ 21,000 m ²

② 総務省の庁舎標準面積算定基準に基づく設定規模

ア 算定根拠

総務省の地方債同意基準に定める庁舎標準面積算定基準(以下「総務省の庁舎標準面積算定基準」という。)は、正規職員数のみを根拠としているため、臨時職員、再任用職員及び非常勤嘱託職員等の数も含め、準用して算定する。

イ 算定基準（職員数）

基本構想における職員数（再任用職員及び非常勤嘱託職員含む）は次に基づき算定する。

【職員数（再任用・非常勤職員数含む H24.4 全庁調査分）】

三役・特別職	部長・副部長級	課長級	課長補佐級	係長級	一般職	製図者	臨時職員	再任用・非常勤	合計
5	34	71	79	163	785	25	181	121	1,464

平成26年4月に上下水道事業を統合する予定であり、現在の職員のうち統合に伴う職員減（仮定）を差し引くと次のとおりとなる。

【職員数（再任用・非常勤職員数含む H24.4 全庁調査分から、上下水道事業統合による出向見込み分除く）】

三役・特別職	部長・副部長級	課長級	課長補佐級	係長級	一般職	製図者	臨時職員	再任用・非常勤	合計
5	33	70	78	157	760	25	181	121	1,430

ウ 総務省の庁舎標準面積算定基準に基づく面積

総務省の庁舎標準面積算定基準に基づき算定した面積は次のとおりとなる。

【総務省の庁舎標準面積算定基準】

区 分	積 算				面 積 (㎡)
	職区分	職員数(人)	換算率	換算職員数	
(ア) 事務室	特別職	5	20.0	100.0	10,447
	部長・副部長級	33	9.0	297.0	
	課長級	70	5.0	350.0	
	補佐・係長級	235	2.0	470.0	
	製図者	25	1.7	42.5	
	一般職員等	1,062	1.0	1,062.0	
	計	1,430		2,321.5	
	面積計算	2,321.5 × 4.5 ㎡/人			
(イ) 倉庫	(ア)の面積 (㎡)		共用面積率		1,358
	10,447		0.13		
(ウ) 付属面積	会議室 便所等	職員数(人)		1人当たり面積	
		1,430		7㎡/人	
(エ) 玄関・広間・廊下・階段等	(ア)+(イ)+(ウ)の面積 (㎡)		共用面積率		8,726
	21,815		0.4		
(オ) 車庫	公用車台数		1台当たり面積		公用車駐車場 は別途検討
	-		25㎡/台		
(カ) 議事堂(議場・委員会室・議員控室等)	議員数(人)		1人当たり面積		1,190
	34		35㎡/人		
合 計					31,731
1人当たり床面積				22.2 ㎡	

エ 第二庁舎, 及びたかじょう庁舎の面積

建て替えを必要としない「第二庁舎」及び「たかじょう庁舎」の面積は次のとおりである。

区 分	面 積
第二庁舎	3,796 m ²
たかじょう庁舎	4,040 m ²
合 計	7,836 m ²

オ オフィス機能面積

ウの算定結果から「第二庁舎」, 及び「たかじょう庁舎」の床面積を差し引いたものが, 新庁舎のオフィス機能としての建設面積となる。

【オフィス機能面積】

算 定 根 拠	面積(オフィス機能)
$31,731 \text{ m}^2 - 7,836 \text{ m}^2 = 23,895 \text{ m}^2$	$\approx 24,000 \text{ m}^2$

カ 付加的機能面積

総務省の庁舎標準面積算定基準には, 金融機関, 食堂・売店などの福利厚生機能, 外郭団体の事務室などの目的外使用等の面積や, 災害対応機能(備蓄倉庫等), 市民ロビー, 総合情報コーナーなどの市民サービス向上機能など付加的機能の面積が含まれていないため, 最近建設している他都市では, 総務省の庁舎標準面積算定基準に加え, これらの付加的機能の面積等を考慮して建設している事例 [2-(2)に掲載] が多い。

【付加的機能面積】

算 定 根 拠	面 積
$(31,731 \text{ m}^2 + \text{付加的機能面積}) \times 12.7\%$ (他都市の平均) ※ 付加的機能面積 / $(31,731 + \text{付加的機能面積}) = 0.127$ ∴ 付加的機能面積 = 4,616 m ²	$\approx 4,000 \text{ m}^2$ (ア)

(a) 目的外使用等必要面積

付加的機能面積のうち, 現行の面積等を参考に算定した目的外使用等の面積は次のとおりである。

【目的外使用等必要面積】

区 分	面 積
金融機関等	201 m ²
福利厚生機能	306 m ²
外郭団体事務室	436 m ²
合 計	943 m ² $\approx 1,000 \text{ m}^2$ (イ)

(b) 災害対応機能, 市民サービス向上機能等面積

付加的機能面積のうち, 災害対応機能, 市民サービス向上機能等の面積は次のとおりである。

【災害対応機能, 市民サービス向上機能等面積】

区分・算定根拠	面積
災害対応機能, 市民ロビー, 総合情報コーナー, 市民会議室など (ア) - (イ) = 4,000 m ² - 1,000 m ²	= 3,000 m ² の範囲内

③ 基本方針で示した範囲内での上限の規模

新庁舎に入居する職員数は, 現在の「本庁舎」, 「南別館」, 「たかじょう西庁舎」, 「第二庁舎」, 「柳原分館」, 「スポーツ振興課棟」の職員数(1,297人)と仮定し, 1人当たり面積25 m²として算出した設定規模は次のとおりとなる。

【基本方針で示した範囲内での上限の設定規模】

算定根拠	面積
1,297人×25 m ² =32,425 m ²	≒ 32,000 m ²

(2) 新庁舎の規模

新庁舎の規模は, ①基本方針で示した最低限度の規模で建設する場合, ②総務省の庁舎標準面積算定基準によるオフィス機能面積に, 付加的機能として現行の金融機関や食堂等の面積1,000 m²(目的外使用等必要面積)を加えた25,000 m²を基準に, 新たに新庁舎に追加する災害対応機能, 市民サービス向上機能等に必要な面積を3,000 m²までの範囲で建設する場合, ③基本方針で示した範囲の上限の規模で建設する場合の, 3つ中から検討する。

【新庁舎の規模 3ケース】

ケース	整備面積		1人当たり 面積
	新庁舎	全体	
① 基本方針で示した最低限度	21,000 m ²	28,836 m ²	20.2 m ²
② 総務省の庁舎標準面積算定基準に, 現行の金融機関や食堂等の面積と新たに追加する災害対応機能, 市民サービス向上機能等に必要な面積を付加	25,000 m ² ~28,000 m ²	32,836 m ² ~35,836 m ²	23.0 m ² ~25.1 m ²
③ 基本方針で示した範囲の上限	32,000 m ²	36,040 m ²	25.2 m ²

3 想定規模の比較

(1) 現庁舎と設定規模の比較

現庁舎と比較した床面積等は, 次のとおりである。

【現庁舎との比較】

区 分	現庁舎面積	新庁舎面積		
		①	②	③
本 庁 舎	9,499 m ²	21,000 m ²	25,000 m ² ～28,000 m ²	32,000 m ²
南 別 館	4,642 m ²			
たかじょう西庁舎	1,537 m ²			
柳原分館・スポ振棟	2,835 m ²			
小 計	18,513 m ²			
第 二 庁 舎		3,796 m ²		
たかじょう庁舎		4,040 m ²		
合 計 ()は現行庁舎との差	26,349 m ²	28,836 m ² (2,487 m ²)	32,836 m ² ～35,836 m ² (6,487 m ² ～9,487 m ²)	36,040 m ² (9,691 m ²)
1人当たり面積	18.4 m ²	20.2 m ²	23.0 m ² ～25.1 m ²	25.2 m ²

※ 現本庁舎には、出納棟、議会棟、印刷室等敷地内建物含む。
 ※ たかじょう庁舎は、駐車場部分除く。

(2) 他都市の新庁舎規模との比較

現在整備中又は最近整備した他都市と比較すると次のとおりとなる。

なお、他都市の1人当たり面積の平均は、28.7m²となっており、いずれの場合も本市は他都市に比べると狭い面積での建設となる。

【他都市の整備状況】

	町田市	甲府市	立川市	長浜市	豊岡市	那覇市
人口規模	42万人	19.7万人	17.8万人	12.4万人	8.5万人	32.0万人
完成(予定)	H24.6	H25.4	H22.5	H26年度	H25.4	H24.12
新庁舎職員数	1,314人	820人	590人	600人	530人	1,500人
構 想 ・ 計 画	計画床面積	40,000 m ²	24,000 m ²	17,500 m ²	18,000 m ²	31,000 m ²
	オフィス機能面積	36,500 m ²	22,000 m ²	15,220 m ²	15,904 m ²	11,700 m ²
	付加的機能面積 (割合)	3,500 m ² (8.7%)	2,000 m ² (8.3%)	2,280 m ² (13.0%)	2,096 m ² (11.6%)	3,300 m ² (22.0%)
建設床面積	37,316 m ²	22,239 m ²	20,016 m ²	18,694 m ²	15,773 m ²	31,253 m ²
1人当たり面積	28.4 m ²	27.1 m ²	33.9 m ²	31.2 m ²	29.8 m ²	20.8 m ²

※青梅市の計画床面積には駐輪場面積含む。
 ※建設床面積、1人当たり面積には駐車場面積含まない。
 ※小牧市の新庁舎職員数は、既存の南庁舎を含む全職員数で、1人当たり面積も南庁舎8,850m²を含んで算出。

小牧市	青梅市	平塚市	福生市	平均
15.3万人	14.0万人	12.9万人	5.6万人	
H24.7	H22.7	H26.5	H20.4	
690人	600人	1,026人	310人	
12,150 m ²	21,000 m ²	25,000 m ²	8,000 m ²	
区分なし	区分なし	区分なし	区分なし	(12.7%)
15,200 m ²	17,161 m ²	27,710 m ²	7,825 m ²	
34.8 m ²	28.6 m ²	27.0 m ²	25.2 m ²	28.7 m ²

高知市新庁舎建設検討専門委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年4月27日

高知市長 岡崎 誠也

高知市新庁舎建設検討専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知市新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設に関する事項について専門的な見地から協議及び検討するため、高知市新庁舎建設検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 新庁舎の建設に係る基本構想、基本計画及び基本設計に関する事項
- (2) その他新庁舎の建設に関し必要な事項

(組織)

第3条 専門委員会は、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事項に関する協議及び検討が終了するまでの間とする。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 専門委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、総務部新庁舎建設課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される専門委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

高知市新庁舎建設検討専門委員会 委員

	氏 名	肩 書
1	井津 葉子	株式会社高知放送 報道制作局ラジオセンター部長
2	大年 邦雄	高知大学農学部 教授
3	鎌田 良耀	高知市町内会連合会 会長
4	(会長代理) 長崎 豊彦	前高知市副市長
5	(会長) 中田 慎介	高知工科大学 地域連携機構 地域連携センター長 教授
6	堀 洋子	高知県建築士会
7	吉岡 諄一	高知市社会福祉協議会 会長

高知市新庁舎建設検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年4月27日

高知市長 岡崎 誠也

高知市新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知市新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設に関する事項について検討するため、高知市新庁舎建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告する。

- (1) 新庁舎の建設に係る基本構想、基本計画及び基本設計の策定に関する事項
- (2) 新庁舎の位置、規模及び建設手法に関する事項
- (3) 新庁舎及び新庁舎の建設に関連する庁舎等の機能に関する事項
- (4) その他新庁舎の建設に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総務部副部長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第5条 検討委員会は、第2条第1号に掲げる事項を検討しようとするときは、高知市新庁舎建設検討専門委員会設置要綱（平成24年4月27日制定）の規定に基づく高知市新庁舎建設検討専門委員会の意見を聴かなければならない。

(資料提供その他の協力等)

第6条 検討委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務部新庁舎建設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月27日から施行する。
(高知市庁舎耐震化整備等検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 高知市庁舎耐震化整備等検討委員会設置要綱（平成23年7月20日制定）は、廃止する。

別表

総合政策課長、情報政策課長、行政改革推進課長、総務課長、人事課長、防災政策課長、財政課長、中央窓口センター所長、健康福祉総務課長、健康づくり課長、都市計画課長、建築指導課長、公共建築課長、消防局総務課消防署所再編推進担当副参事

高知市新庁舎建設検討委員会 名簿

(平成24年4月27日現在)

氏名		職名
1	委員長	山川 瑞代 総務部副部長
2	副委員長	貞廣 岳士 総務課長
3	委員	弘瀬 優 総合政策課長
4	委員	吉野 晴喜 情報政策課長
5	委員	山下 昌宏 行政改革推進課長
6	委員	山本 正篤 人事課長
7	委員	山本 聡 防災政策課長
8	委員	宮村 一郎 財政課長
9	委員	田村 弘樹 中央窓口センター所長
10	委員	今西 恵子 健康福祉総務課長
11	委員	村上 和子 健康づくり課長
12	委員	和田 享仁 都市計画課長
13	委員	田原 恒男 建築指導課長
14	委員	石川 雄一 公共建築課長
15	委員	本山 和平 消防局消防署所再編推進担当副参事 (消防司令長)
	事務局	新庁舎建設課

○高知市新庁舎建設検討専門委員会 検討経過

【第1回】

日時	平成24年6月14日(木) 14時～16時
場所	高知市たかじょう庁舎6階人事課会議室
主な内容	○委嘱書交付 ○議題 (1) 会長の選任について (2) 新庁舎建設基本構想(素案)について
出席委員数	7名全員

【第2回】

日時	平成24年7月26日(木) 14時～16時
場所	高知市本庁舎6階会議室
主な内容	○議題 (1) 新庁舎建設基本構想(案)について
出席委員数	7名中6名

○高知市新庁舎建設検討委員会 検討経過

【第1回】

日時	平成24年4月27日(金) 10時～11時30分
場所	高知市たかじょう庁舎6階大会議室
主な内容	○辞令交付 ○議題 (1) 検討委員会の趣旨・スケジュール等 (2) これまでの新庁舎建設における検討経緯 (3) 当面の検討課題 (4) 基本構想素案の検討事項 ・一定方向性が示されている項目 ・検討が必要な項目 ・今後検討を進める上での課題 (5) 来庁者アンケートについて (6) 新庁舎建設に伴う各部署における懸念事項
出席委員数	15名中14名

【第2回】

日時	平成24年5月15日(火) 15時～16時30分
場所	高知市本庁舎5階会議室
主な内容	○議題 (1) 新庁舎建設基本構想の構成 (2) 新庁舎の基本理念と必要な基本的機能 (3) 新庁舎の想定規模・敷地利用範囲 ・ワンストップサービス事例紹介 (4) 来庁者アンケート結果速報 (5) 新庁舎建設に伴う各部署における懸念事項 (6) 検討委員会のスケジュール(基本構想策定まで)
出席委員数	15名中13名

【第3回】

日時	平成24年6月4日(月) 10時～12時
場所	高知市総合あんしんセンター3階中会議室
主な内容	○議題 (1) 新庁舎建設基本構想(素案)について (2) 来庁者アンケート集計結果について (3) 懸念事項の検討体制について
出席委員数	15名中13名

【第4回】

日時	平成24年7月12日(木) 10時～12時
場所	高知市本庁舎5階会議室
主な内容	○議題 (1) 新庁舎建設基本構想(案)について
出席委員数	15名中13名

【第5回】

日時	平成24年10月10日(水) 10時～12時
場所	高知市本庁舎5階会議室
主な内容	○議題 (1) 新庁舎建設基本構想(最終案)について (2) 作業部会の設置について (3) 職員アンケート・職場アンケートについて
出席委員数	15名中12名

高知市庁舎に関する来庁者アンケート

集計結果

-実施日-

平成24年5月10日(木)

5月11日(金)

5月14日(月)

高知市新庁舎建設検討委員会
(事務局：新庁舎建設課)

目次

	頁
アンケートの概要	— 1
1. 集計結果	— 2
(1) アンケート用紙の配布・回答の状況	— 2
(2) 来庁者の状況	— 3
(3) 庁舎の利用状況	— 5
(4) 新庁舎に求められる設備・機能について	— 11
2. 集計結果（個別結果）	— 12
Q1 あなたの性別をお答えください。	— 12
Q2 あなたの年齢をお答えください。	— 12
Q3 あなたのお住まいの地域をお答えください。	— 13
Q4 市役所までの主な交通手段をお答えください。	— 13
Q5 一年に市役所に訪れる回数をお答えください。	— 14
Q6 本日、訪れた庁舎をお答えください。	— 14
Q7 本日、市役所に来られた用件をお答えください。	— 15
Q8 市役所に来られて、困ったことや不便に感じたこと をお答えください。	— 15
Q9 新庁舎にあればいいと思うものをお答えくださ い。	— 18
Q10 新庁舎建設にあたってご意見がありましたらご記 入ください。	— 20
アンケート用紙	— 24

アンケートの概要

(1) 来庁者アンケートの趣旨

新庁舎の建設を検討するにあたり、市役所のユーザーである来庁者の現状と意見を把握し、今後の基本構想及び基本計画を策定する際の参考とするもの。

(2) 実施日時

実施日　：平成24年5月10日(木)、11日(金)、14日(月)の3日間

実施時間：開庁時間（8:30から17:15まで）

(3) 実施場所

本庁舎，第二庁舎，南別館，たかじょう庁舎，たかじょう西庁舎，総合あんしんセンター

(4) アンケート対象者

各課窓口に訪れる来庁市民（業者も含む）

※ 市職員・庁舎内で業務を行う委託業者は含まない。

(5) 実施手法

- ・各部署での窓口対応の際、あわせて来庁者の方にアンケート用紙を手渡し協力を依頼
- ・各庁舎出入口等に設置した回収ボックスへの投函、又は窓口で職員が預かる

1. 集計結果

(1) アンケート用紙の配布・回答の状況

① アンケート用紙の配布・回答者(枚)数の状況

		5/10(木)	5/11(金)	5/14(月)	3日間合計	1日平均
		晴れ	晴れ	曇りのち雨		
配布枚数	(A)	478	472	376	1,326	442
回答者(枚)数	(B)	382	446	343	1,171	390
回収率	(B) / (A)	79.9%	94.5%	91.2%	88.3%	88.3%

来庁者アンケートの実施については、窓口対応の際にアンケート用紙の配布や協力依頼をするなど、可能な限りアンケート用紙の配布率と回収率を高めることに努めた。

その結果、実施期間3日間でアンケート用紙の配布枚数は延べ1,326枚、回収枚数は延べ1,171枚となり、回収率は88.3%となった。

なお、14日(月)について配布枚数及び回答者(枚)数が少なくなっているが、これは午後から天候が崩れ、雨となったため来庁者数に影響が生じたためと思われる。

② 各質問への回答の状況 ※ 回答者(枚)数：1,171人(枚)

	有効回答数	有効回答率
Q1 あなたの性別をお答えください。	1,170	99.9%
Q2 あなたの年齢をお答えください。	1,169	99.8%
Q3 あなたのお住まいの地域をお答えください。	1,161	99.1%
Q4 市役所までの主な交通手段をお答えください。(いずれか1つ)	1,169	99.8%
Q5 一年に市役所に訪れる回数をお答えください。(いずれか1つ)	1,165	99.5%
Q6 本日、訪れた庁舎をお答えください。(あてはまるものすべて)	1,361	—
Q7 本日、市役所に来られた用件をお答えください。 (あてはまるものすべて)	1,282	—
Q8 市役所に来られて、困ったことや不便に感じたことをお答えください。 (あてはまるもの3つまで)	1,621	—
Q9 新庁舎があればいいと思うものをお答えください。 (あてはまるもの2つまで)	1,602	—
Q10 新庁舎建設にあたってご意見がありましたらご記入ください。	155	—

回答者(枚)数のうち、各質問についての有効回答率は高かった。

なお、Q6以降の質問は複数回答が可能となっているため、有効回答数は全回答延べ数としている。

(2) 来庁者の状況

来庁者を性別・年齢別にみた場合、男女の区分を問わず、幅広い年齢層の方が来庁していることが分かった。また、19歳以下及び70歳以上を除き、概ね高知市の住民基本台帳人口の性別・年齢別構成割合とほぼ同様の分布状況となった。このことから、今後の来庁者についても、高知市の人口構成割合の推移を予測した上で分析する必要があると思われる。特に、今回調査時点においても来庁者のうち60歳以上の占める割合が約3割という状況を踏まえ、今後加速化する高齢化社会に対応した庁舎づくりが必要となる。

また、来庁者と同様に庁舎のユーザーとなる庁舎内の職員についても、性別・年齢別構成が変化しており併せて新庁舎整備の上で検討材料とする必要がある。

① 性別・年齢別の来庁者数の状況

(参考) 高知市住民基本台帳人口 H24.4現在

	男	女	合計	構成割合		男	女	合計	構成割合
70歳以上	53	71	124	10.6%	70歳以上	22,342	37,550	59,892	17.7%
60歳代	119	107	226	19.3%	60歳代	23,607	26,575	50,182	14.9%
50歳代	117	96	213	18.2%	50歳代	20,336	22,097	42,433	12.6%
40歳代	89	116	205	17.5%	40歳代	21,250	23,171	44,421	13.1%
30歳代	115	129	244	20.9%	30歳代	22,836	23,803	46,639	13.8%
20歳代	61	86	147	12.6%	20歳代	15,834	17,070	32,904	9.7%
19歳以下	6	4	10	0.9%	19歳以下	31,257	30,143	61,400	18.2%
合計	560	609	1,169	100.0%	合計	157,462	180,409	337,871	100.0%
構成割合	47.9%	52.1%	100.0%		構成割合	46.6%	53.4%	100.0%	

※ 3日間の総回答数のうち、Q1及びQ2ともに有効回答であったものを集計

来庁者について、市役所までの主な交通手段を居住区別にみると、自家用自動車の割合が全体の過半数を占め、さらに、市役所の所在する中央部を除き、すべての地区で最も多い交通手段となっている。また、自転車・バイクでの来庁者の割合も高く、電車・バス等の公共交通機関の利用率が低い状況にある。

今回アンケートでの質問項目(Q8)等でも、駐車場や駐輪場への不満・改善要望が高く、新庁舎建設にあたって来庁者用の駐車場・駐輪場の利便性向上を十分に検討する必要があると思われる。

② 居住地別の市役所までの主な交通手段

	徒歩	自転車	バイク	自家用自動車	バス	タクシー	電車	その他	合計
東部地域	1	11	15	79		1	8		115
西部地域	2	57	35	148	3	2	24	2	273
南部地域	2	33	15	93	8	5	9	2	167
北部地域	7	42	10	87	8	1		1	156
中央部地域	24	154	33	121	3	7	13	1	356
鏡地域				2					2
土佐山地域		1		4					5
春野地域		4		19	2			1	26
市外		7	3	38	3		4	5	60
合計	36	309	111	591	27	16	58	12	1,160
構成割合	3.1%	26.6%	9.6%	50.9%	2.3%	1.4%	5.0%	1.0%	100.0%

※ 3日間の総回答数のうち、Q3及びQ4ともに有効回答であったものを集計

③ 性別・年齢別の一年間あたり来庁者回数の状況

来庁者合計

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
1回未満	1 (0.1%)	31 (2.7%)	33 (2.8%)	32 (2.7%)	33 (2.8%)	48 (4.1%)	24 (2.1%)		202 (17.3%)
1回	2 (0.2%)	15 (1.3%)	25 (2.1%)	26 (2.2%)	27 (2.3%)	27 (2.3%)	20 (1.7%)		142 (12.2%)
2～5回	4 (0.3%)	71 (6.1%)	94 (8.1%)	85 (7.3%)	81 (7.0%)	95 (8.2%)	52 (4.5%)	2 (0.2%)	484 (41.5%)
6～9回	1 (0.1%)	9 (0.8%)	16 (1.4%)	16 (1.4%)	16 (1.4%)	23 (2.0%)	9 (0.8%)		90 (7.7%)
10回以上	2 (0.2%)	21 (1.8%)	75 (6.4%)	44 (3.8%)	56 (4.8%)	32 (2.7%)	17 (1.5%)		247 (21.2%)
合計	10 (0.9%)	147 (12.6%)	243 (20.9%)	203 (17.4%)	213 (18.3%)	225 (19.3%)	122 (10.5%)	2 (0.2%)	1,165 (100.0%)

男性来庁者

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
1回未満		9 (1.6%)	13 (2.3%)	13 (2.3%)	16 (2.9%)	20 (3.6%)	9 (1.6%)		80 (14.3%)
1回	1 (0.2%)	6 (1.1%)	7 (1.3%)	8 (1.4%)	14 (2.5%)	10 (1.8%)	7 (1.3%)		53 (9.5%)
2～5回	4 (0.7%)	26 (4.7%)	33 (5.9%)	36 (6.4%)	44 (7.9%)	47 (8.4%)	20 (3.6%)	1 (0.2%)	211 (37.7%)
6～9回		3 (0.5%)	12 (2.1%)	9 (1.6%)	10 (1.8%)	16 (2.9%)	7 (1.3%)		57 (10.2%)
10回以上	1 (0.2%)	17 (3.0%)	50 (8.9%)	22 (3.9%)	33 (5.9%)	25 (4.5%)	10 (1.8%)		158 (28.3%)
合計	6 (1.1%)	61 (10.9%)	115 (20.6%)	88 (15.7%)	117 (20.9%)	118 (21.1%)	53 (9.5%)	1 (0.2%)	559 (100.0%)

女性来庁者

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
1回未満	1 (0.2%)	22 (3.6%)	20 (3.3%)	19 (3.1%)	17 (2.8%)	28 (4.6%)	15 (2.5%)		122 (20.2%)
1回	1 (0.2%)	9 (1.5%)	18 (3.0%)	18 (3.0%)	13 (2.1%)	17 (2.8%)	13 (2.1%)		89 (14.7%)
2～5回		45 (7.4%)	61 (10.1%)	49 (8.1%)	37 (6.1%)	48 (7.9%)	32 (5.3%)		272 (45.0%)
6～9回	1 (0.2%)	6 (1.0%)	4 (0.7%)	7 (1.2%)	6 (1.0%)	7 (1.2%)	2 (0.3%)		33 (5.5%)
10回以上	1 (0.2%)	4 (0.7%)	25 (4.1%)	22 (3.6%)	23 (3.8%)	7 (1.2%)	7 (1.2%)		89 (14.7%)
合計	4 (0.7%)	86 (14.2%)	128 (21.2%)	115 (19.0%)	96 (15.9%)	107 (17.7%)	69 (11.4%)		605 (100.0%)

性別不明

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
2～5回								1 (0.2%)	1 (0.2%)

(3) 庁舎の利用状況

現在、高知市の庁舎は分散化されており、来庁者にとって利便性に大きな問題があると考えられることから、今回のアンケート調査では、「Q6 本日、訪れた庁舎をお答えください。（あてはまるものすべて）」により、本庁舎周辺部の6庁舎（本庁舎、第二庁舎、南別館、たかじょう庁舎、たかじょう西庁舎、総合あんしんセンター）の利用状況について調査を行った。

この結果、3日間の延べ来庁者数1,171名のうち一つの庁舎で用務が完結した来庁者の割合は87.2%で、複数の庁舎を廻られた方は12.8%にも及び結果となった。特に、福祉事務所を置く第二庁舎の利用者についてみてみると、220名の利用者のうち4割の88名の方が本庁舎にも用務で訪れており、来庁者の移動距離が長く不便をかけている結果となっている。また、たかじょう西庁舎及び総合あんしんセンターの利用者についても多くの方が本庁舎に用務で訪れている。

「Q7 本日、市役所に来られた用件をお答えください（あてはまるものすべて）」により、来庁された用務に対する質問については、「戸籍・住民・印鑑等の登録や証明書に関すること（42.1%）」を筆頭に、「国民健康保険・国民年金に関すること（13.3%）」、「子育てや介護など福祉に関すること（12.8%）」が上位を占めた。今回調査は実施期間が3日間だったことや、各部門ごとに来庁者数が多くなる時期が異なることから、アンケートの実施日により来庁者の用件の構成割合が変動する可能性もあるが、上位の3つについては年間を通じて上位に位置することが予想され、新庁舎でのレイアウトを検討する際には、これらの部門について優先的に利便性の高い場所に配置することが必要となる。

新庁舎建設にあたり、現時点では、南別館、たかじょう西庁舎については新庁舎への統合を検討しており、この庁舎への訪問者については、一定、現状の分散化問題の改善は期待できるが、第二庁舎については今後存続を検討していくことになるため、存続する場合には、第二庁舎に配置する部門について十分な検討が必要と思われる。また、あわせて総合あんしんセンター訪問者の利便性向上についても検討を行う必要がある。

さらに、全庁的な取り組みとして、用務先への分かりやすい案内方法や、移動を最小限にとどめるため、ワンストップサービスの導入など、来庁者の利便性の向上について検討する必要がある。

① 用務先庁舎数の状況

	1庁舎のみ 利用	複数庁舎 利用	2庁舎	3庁舎	4庁舎	5庁舎	6庁舎
来庁者数 延べ 1,171名	1,021 (87.2%)	150 (12.8%)	126 (10.8%)	14 (1.2%)	6 (0.5%)	2 (0.2%)	2 (0.2%)

※ 用務先の回答がない場合は、アンケート用紙を回収した庁舎で集計

② 各庁舎別の利用状況

	延べ 利用者数	1庁舎のみ 利用
本庁舎	849	711
第二庁舎	220	124
南別館	129	85
たかじょう庁舎	50	30
たかじょう西庁舎	44	25
総合あんしんセンター	69	46
合計	1,361	1,021

③ 庁舎別にみた他庁舎への訪問状況

本庁舎利用者数 849 名

		利用者数	割合
本庁舎のみ利用		711	83.7%
複数庁舎利用	第二庁舎	88	10.4%
	南別館	37	4.4%
	たかじょう庁舎	17	2.0%
	たかじょう西庁舎	17	2.0%
	総合あんしんセンター	19	2.2%

第二庁舎利用者数 220 名

		利用者数	割合
第二庁舎のみ利用		124	56.4%
複数庁舎利用	本庁舎	88	40.0%
	南別館	13	5.9%
	たかじょう庁舎	9	4.1%
	たかじょう西庁舎	7	3.2%
	総合あんしんセンター	10	4.5%

南別館利用者数 129 名

		利用者数	割合
南別館のみ利用		85	65.9%
複数庁舎利用	本庁舎	37	16.8%
	第二庁舎	13	5.9%
	たかじょう庁舎	9	4.1%
	たかじょう西庁舎	8	3.6%
	総合あんしんセンター	5	2.3%

たかじょう庁舎利用者数 50 名

		利用者数	割合
たかじょう庁舎のみ利用		30	60.0%
複数庁舎利用	本庁舎	17	34.0%
	第二庁舎	9	18.0%
	南別館	9	18.0%
	たかじょう西庁舎	6	12.0%
	総合あんしんセンター	7	14.0%

たかじょう西庁舎利用者数 44 名

		利用者数	割合
たかじょう西庁舎のみ利用		25	56.8%
複数庁舎利用	本庁舎	17	38.6%
	第二庁舎	7	15.9%
	南別館	8	18.2%
	たかじょう庁舎	6	13.6%
	総合あんしんセンター	2	4.5%

総合あんしんセンター利用者数 69 名

		利用者数	割合
総合あんしんセンターのみ利用		46	66.7%
複数庁舎利用	本庁舎	19	27.5%
	第二庁舎	10	14.5%
	南別館	5	7.2%
	たかじょう庁舎	7	10.1%
	たかじょう西庁舎	2	2.9%

④ 複数庁舎の利用状況

	複数利用者数		本庁舎	第二庁舎	南別館	たかじょう 庁舎	たかじょう 西庁舎	総合あんしん センター
			・中央窓口センター ・保険医療課 ・税務事務所 等	・福祉事務所 ・環境部 等	・都市建設部 等	・教育委員会 等	・商工観光部 等	・保健所 ・防災対策部 ・消防局 等
2庁舎の 利用者数	126	71	○	○				
		23	○		○			
		4	○			○		
		9	○				○	
		7	○					○
		5			○	○		
		1			○		○	
		2			○			○
		2				○	○	○
3庁舎の 利用者数	14	2	○	○	○			
		1	○	○		○		
		1	○	○			○	
		5	○	○				○
		2	○		○	○		
		2	○		○			○
		1	○				○	○
4庁舎の 利用者数	6	1	○	○	○	○		
		1	○	○	○		○	
		1	○	○		○	○	
		1	○	○		○		○
		1	○		○	○	○	
		1	○		○	○		○
5庁舎の 利用者数	2	2	○	○	○	○	○	
6庁舎の 利用者数	2	2	○	○	○	○	○	
合 計	150	150						

来庁した際に不便に感じたことについての質問（Q8）では、「駐車場が利用しにくい（20.7%）」を筆頭に、「特にない（20.4%）」、「用務先が分散していて1カ所で用事が済まない（18.6%）」、「用務先がどこにあるか分かりにくい（12.0%）」が続いた。

1年間に市役所に訪れる回数についての質問（Q5）では、「2～5回（41.5%）」とした方が最も多く、次いで「10回以上（21.2%）」となった。また、「1回未満（17.3%）」、「1回（12.2%）」をあわせると約3割となることから、不慣れな市役所で、用務先を探して移動することに苦労される来庁者が多いことが分かる。

この点については、新庁舎建設にあたってのご意見（Q10）でも、用務先への案内・移動についての改善要望が多かったことから、今後検討すべき点であると言える。

⑤ 用務先の状況

	1箇所のみ	複数箇所	2箇所	3箇所	4箇所	無回答
来庁者数 延べ1,171名	965 (82.4%)	147 (12.6%)	126 (10.8%)	17 (1.5%)	4 (0.3%)	59 (5.0%)

用務先が2箇所だった来庁者 126名

	28	35	12	1	1	1	6	1	3	8	6	1	2	1	3	1	1	1	2	3	1	6	1	1	
戸籍・住民・印鑑等の登録や証明書に関する事	○	○	○	○	○	○	○	○	○																
子育てや介護など福祉に関する事	○									○	○	○	○	○											
国民健康保険・国民年金に関する事		○								○					○	○	○								
税金に関する事			○								○				○			○							
公営住宅に関する事				○																					
教育・文化に関する事					○							○			○			○							
農業や商工業に関する事						○														○	○				
自治会や地域に関する事																									
建築・開発、都市計画、道路、公園などに関する事							○						○							○		○	○	○	
水道、下水道に関する事								○									○					○			
議会への陳情や傍聴に関する事																					○		○		
その他									○					○				○	○						○

用務先が3又は4箇所だった来庁者 3箇所：17名，4箇所：4名

	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
戸籍・住民・印鑑等の登録や証明書に関する事	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	
子育てや介護など福祉に関する事	○	○	○	○						○	○			○	○		○
国民健康保険・国民年金に関する事	○				○	○	○	○		○	○	○	○				
税金に関する事		○			○					○		○				○	
公営住宅に関する事						○									○		
教育・文化に関する事																	○
農業や商工業に関する事									○								○
自治会や地域に関する事												○					○
建築・開発、都市計画、道路、公園などに関する事			○						○		○						○
水道、下水道に関する事							○										○
議会への陳情や傍聴に関する事																	
その他				○				○						○	○		

⑥ 年齢別・庁舎別の来庁者数の状況

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
本庁舎	9 (0.7%)	115 (8.4%)	160 (11.8%)	143 (10.5%)	145 (10.7%)	173 (12.7%)	103 (7.6%)	1 (0.1%)	849 (62.4%)
第二庁舎		25 (1.8%)	59 (4.3%)	51 (3.7%)	34 (2.5%)	33 (2.4%)	18 (1.3%)		220 (16.2%)
南別館		8 (0.6%)	35 (2.6%)	28 (2.1%)	29 (2.1%)	22 (1.6%)	7 (0.5%)		129 (9.5%)
たかじょう庁舎		2 (0.1%)	6 (0.4%)	6 (0.4%)	15 (1.1%)	14 (1.0%)	7 (0.5%)		50 (3.7%)
たかじょう西庁舎	2 (0.1%)	10 (0.7%)	11 (0.8%)	8 (0.6%)	8 (0.6%)	1 (0.1%)	4 (0.3%)		44 (3.2%)
総合あんしんセンター		9 (0.7%)	18 (1.3%)	13 (1.0%)	11 (0.8%)	10 (0.7%)	7 (0.5%)	1 (0.1%)	69 (5.1%)
合 計	11 (0.8%)	169 (12.4%)	289 (21.2%)	249 (18.3%)	242 (17.8%)	253 (18.6%)	146 (10.7%)	2 (0.1%)	1,361 (100.0%)

⑦ 年齢別・用務別の来庁者の状況

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
戸籍・住民・印鑑等の登録 や証明書に関すること	7 (0.5%)	92 (7.2%)	102 (8.0%)	88 (6.9%)	96 (7.5%)	98 (7.6%)	56 (4.4%)	1 (0.1%)	540 (42.1%)
子育てや介護など福祉に関 すること	1 (0.1%)	25 (2.0%)	60 (4.7%)	37 (2.9%)	16 (1.2%)	16 (1.2%)	9 (0.7%)		164 (12.8%)
国民健康保険・国民年金に 関すること		15 (1.2%)	34 (2.7%)	18 (1.4%)	29 (2.3%)	48 (3.7%)	27 (2.1%)		171 (13.3%)
税金に関すること		4 (0.3%)	10 (0.8%)	16 (1.2%)	11 (0.9%)	7 (0.5%)	5 (0.4%)		53 (4.1%)
公営住宅に関すること		2 (0.2%)	2 (0.2%)		4 (0.3%)	4 (0.3%)	2 (0.2%)		14 (1.1%)
教育・文化に関すること	1 (0.1%)	3 (0.2%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	6 (0.5%)	3 (0.2%)	2 (0.2%)		18 (1.4%)
農業や商工業に関すること	1 (0.1%)	4 (0.3%)	6 (0.5%)	2 (0.2%)	2 (0.2%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)		18 (1.4%)
自治会や地域に関すること		1 (0.1%)		1 (0.1%)	1 (0.1%)	6 (0.5%)	4 (0.3%)		13 (1.0%)
建築・開発、都市計画、道 路、公園などに関すること		4 (0.3%)	30 (2.3%)	17 (1.3%)	20 (1.6%)	14 (1.1%)	1 (0.1%)		86 (6.7%)
水道、下水道に関すること			6 (0.5%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)	5 (0.4%)	2 (0.2%)		17 (1.3%)
議会への陳情や傍聴に関す ること				1 (0.1%)		1 (0.1%)	1 (0.1%)		3 (0.2%)
その他（環境に関するこ と）			2 (0.2%)	5 (0.4%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)			13 (1.0%)
その他	1 (0.1%)	15 (1.2%)	33 (2.6%)	34 (2.7%)	41 (3.2%)	23 (1.8%)	24 (1.9%)	1 (0.1%)	172 (13.4%)
合 計	11 (0.9%)	165 (12.9%)	286 (22.3%)	222 (17.3%)	232 (18.1%)	230 (17.9%)	134 (10.5%)	2 (0.2%)	1,282 (100.0%)

⑧ 用務別の一年間あたり来庁者回数状況

	1回未満	1回	2～5回	6～9回	10回以上	不明	合計
戸籍・住民・印鑑等の登録や証明書に関すること	132 (10.3%)	71 (5.5%)	243 (19.0%)	32 (2.5%)	60 (4.7%)	2 (0.2%)	540 (42.1%)
子育てや介護など福祉に関すること	12 (0.9%)	14 (1.1%)	98 (7.6%)	9 (0.7%)	30 (2.3%)	1 (0.1%)	164 (12.8%)
国民健康保険・国民年金に関すること	43 (3.4%)	33 (2.6%)	66 (5.1%)	13 (1.0%)	14 (1.1%)	2 (0.2%)	171 (13.3%)
税金に関すること	12 (0.9%)	8 (0.6%)	25 (2.0%)	2 (0.2%)	6 (0.5%)		53 (4.1%)
公営住宅に関すること	2 (0.2%)	2 (0.2%)	8 (0.6%)		2 (0.2%)		14 (1.1%)
教育・文化に関すること	2 (0.2%)		5 (0.4%)		11 (0.9%)		18 (1.4%)
農業や商工業に関すること		1 (0.1%)	3 (0.2%)	2 (0.2%)	11 (0.9%)	1 (0.1%)	18 (1.4%)
自治会や地域に関すること	2 (0.2%)		2 (0.2%)	4 (0.3%)	5 (0.4%)		13 (1.0%)
建築・開発、都市計画、道路、公園などに関すること	1 (0.1%)	1 (0.1%)	9 (0.7%)	12 (0.9%)	63 (4.9%)		86 (6.7%)
水道、下水道に関すること		2 (0.2%)	2 (0.2%)	4 (0.3%)	9 (0.7%)		17 (1.3%)
議会への陳情や傍聴に関すること	1 (0.1%)				1 (0.1%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)
その他（環境に関すること）	1 (0.1%)		3 (0.2%)	1 (0.1%)	8 (0.6%)		13 (1.0%)
その他	14 (1.1%)	9 (0.7%)	51 (4.0%)	21 (1.6%)	77 (6.0%)		172 (13.4%)
合計	222 (17.3%)	141 (11.0%)	515 (40.2%)	100 (7.8%)	297 (23.2%)	7 (0.5%)	1,282 (100.0%)

⑨ 年齢別の市役所に来られて困ったことや不便に感じたこと状況

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
用務先が分散していて1カ所で用事が済まない		29 (1.8%)	72 (4.4%)	61 (3.8%)	58 (3.6%)	58 (3.6%)	22 (1.4%)	2 (0.1%)	302 (18.6%)
用務先がどこにあるか分かりにくい	2 (0.1%)	29 (1.8%)	42 (2.6%)	33 (2.0%)	42 (2.6%)	32 (2.0%)	15 (0.9%)		195 (12.0%)
高齢者や障がい者、乳幼児等への配慮が十分でなく利用しにくい	2 (0.1%)	4 (0.2%)	10 (0.6%)	7 (0.4%)	11 (0.7%)	10 (0.6%)	5 (0.3%)		49 (3.0%)
待合スペースや通路が狭い	2 (0.1%)	8 (0.5%)	19 (1.2%)	9 (0.6%)	16 (1.0%)	11 (0.7%)	6 (0.4%)		71 (4.4%)
トイレが狭い・分かりにくい		11 (0.7%)	26 (1.6%)	12 (0.7%)	19 (1.2%)	16 (1.0%)	12 (0.7%)	1 (0.1%)	97 (6.0%)
駐車場が利用しにくい	2 (0.1%)	39 (2.4%)	83 (5.1%)	64 (3.9%)	73 (4.5%)	59 (3.6%)	15 (0.9%)		335 (20.7%)
建物が古くても危険を感じる		19 (1.2%)	40 (2.5%)	26 (1.6%)	37 (2.3%)	32 (2.0%)	19 (1.2%)	1 (0.1%)	174 (10.7%)
特にない	6 (0.4%)	38 (2.3%)	67 (4.1%)	64 (3.9%)	53 (3.3%)	61 (3.8%)	42 (2.6%)		331 (20.4%)
その他		12 (0.7%)	17 (1.0%)	14 (0.9%)	10 (0.6%)	9 (0.6%)	5 (0.3%)		67 (4.1%)
合計	14 (0.9%)	189 (11.7%)	376 (23.2%)	290 (17.9%)	319 (19.7%)	288 (17.8%)	141 (8.7%)	4 (0.2%)	1,621 (100.0%)

(4) 新庁舎に求められる設備・機能について

新庁舎にあればいいと思うものについての質問（Q9）では、「災害時の避難スペース・備蓄機能（21.7%）」が最も多く、これに「銀行・郵便局など金融機関の出張所（21.0%）」、「休憩や飲食ができる場所（17.2%）」が続いた。

「災害時の避難スペース・備蓄機能」については、先の東日本大震災を受け、市民の防災意識の高まりにより多くの回答があったが、今後、先に完成した総合あんしんセンターとの機能分担・連携等を考慮し、新庁舎が担うべき防災機能について検討する必要がある。また、「銀行・郵便局など金融機関の出張所」、「休憩や飲食ができる場所」については、現在の設置状況と比較し、来庁者の利便性を考慮した上で、設置を検討する必要がある。

なお、その他の回答では、「ゆっくり休める緑のあるスペース（10.5%）」や「子どもを遊ばせられる待合スペース（8.8%）」となっており、現在の狭あい化した庁舎について来庁者も不便に感じていることが伺えた。

一方、「特にない（現状程度でよい）（13.2%）」と回答した方も多く、新庁舎建設にあたっての自由意見についての質問（Q10）でも、市の財政状況を憂慮し多くの経費をかけることに反対する意見もみられた。

その他、弱者に配慮した設備・機能についての要望や、現行庁舎内の照明不足を指摘し改善することが望ましいとする意見も多かった。

年齢別の新庁舎にあればいいと思うものの状況

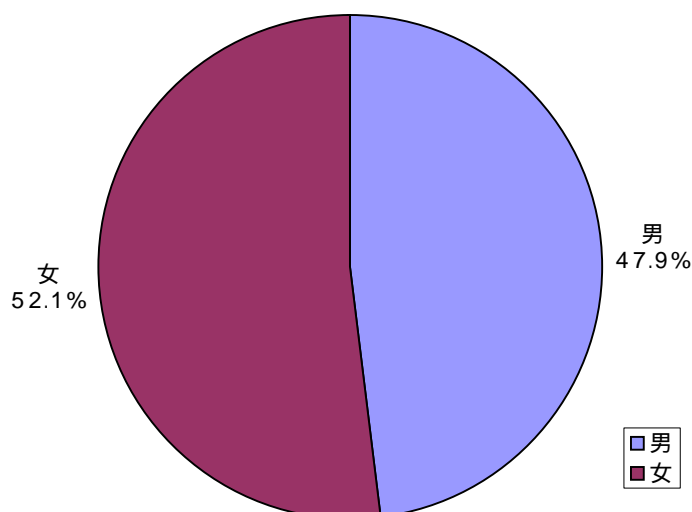
	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
市民が会議等で利用できるスペース	1 (0.1%)	8 (0.5%)	14 (0.9%)	12 (0.7%)	25 (1.6%)	18 (1.1%)	12 (0.7%)		90 (5.6%)
銀行・郵便局など金融機関の出張所	1 (0.1%)	48 (3.0%)	71 (4.4%)	66 (4.1%)	63 (3.9%)	52 (3.2%)	36 (2.2%)		337 (21.0%)
休憩や飲食ができる場所	3 (0.2%)	38 (2.4%)	58 (3.6%)	48 (3.0%)	50 (3.1%)	49 (3.1%)	28 (1.7%)	1 (0.1%)	275 (17.2%)
子どもを遊ばせられる待合スペース	2 (0.1%)	24 (1.5%)	56 (3.5%)	26 (1.6%)	11 (0.7%)	15 (0.9%)	6 (0.4%)	1 (0.1%)	141 (8.8%)
災害時の避難スペース・備蓄機能	3 (0.2%)	35 (2.2%)	67 (4.2%)	64 (4.0%)	71 (4.4%)	64 (4.0%)	43 (2.7%)		347 (21.7%)
ゆっくり休める緑のあるスペース		17 (1.1%)	39 (2.4%)	25 (1.6%)	40 (2.5%)	28 (1.7%)	19 (1.2%)	1 (0.1%)	169 (10.5%)
特にない（現状程度でよい）	4 (0.2%)	22 (1.4%)	46 (2.9%)	40 (2.5%)	40 (2.5%)	36 (2.2%)	24 (1.5%)		212 (13.2%)
その他		5 (0.3%)	7 (0.4%)	4 (0.2%)	5 (0.3%)	7 (0.4%)	3 (0.2%)		31 (1.9%)
合計	14 (0.9%)	197 (12.3%)	358 (22.3%)	285 (17.8%)	305 (19.0%)	269 (16.8%)	171 (10.7%)	3 (0.2%)	1,602 (100.0%)

2. 集計結果（個別結果）

Q 1 あなたの性別をお答えください。

1. 男 2. 女

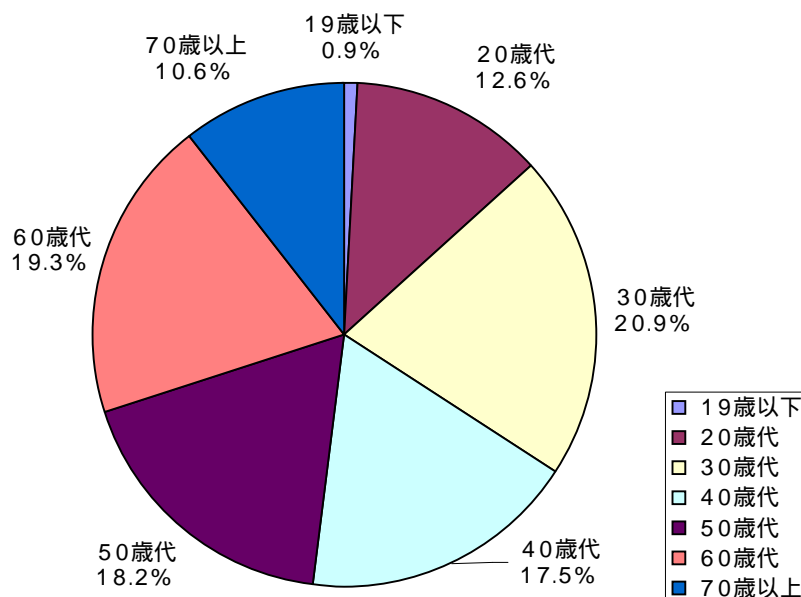
		回答数	構成割合
回 答	男	561	47.9%
	女	609	52.1%
合計		1,170	100.0%



Q 2 あなたの年齢をお答えください。

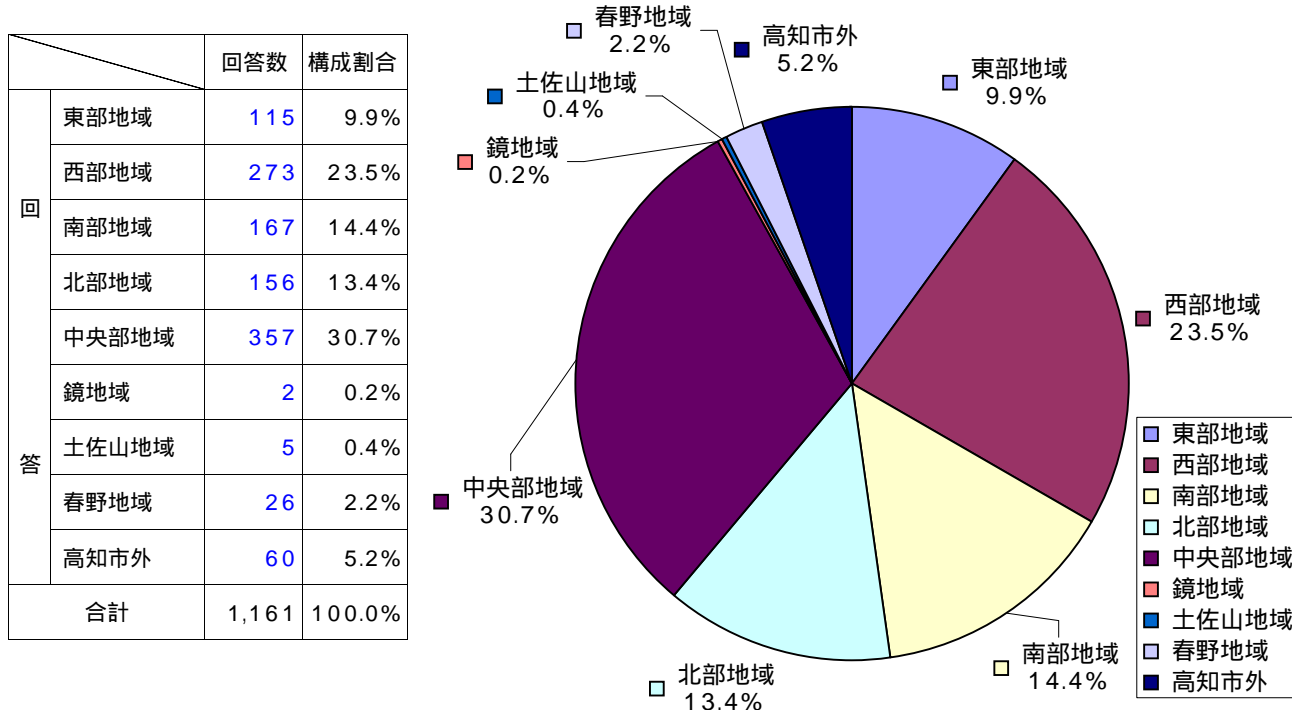
1. 19歳以下 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

		回答数	構成割合
回 答	19歳以下	10	0.9%
	20歳代	147	12.6%
	30歳代	244	20.9%
	40歳代	205	17.5%
	50歳代	213	18.2%
	60歳代	226	19.3%
	70歳以上	124	10.6%
合計		1,169	100.0%



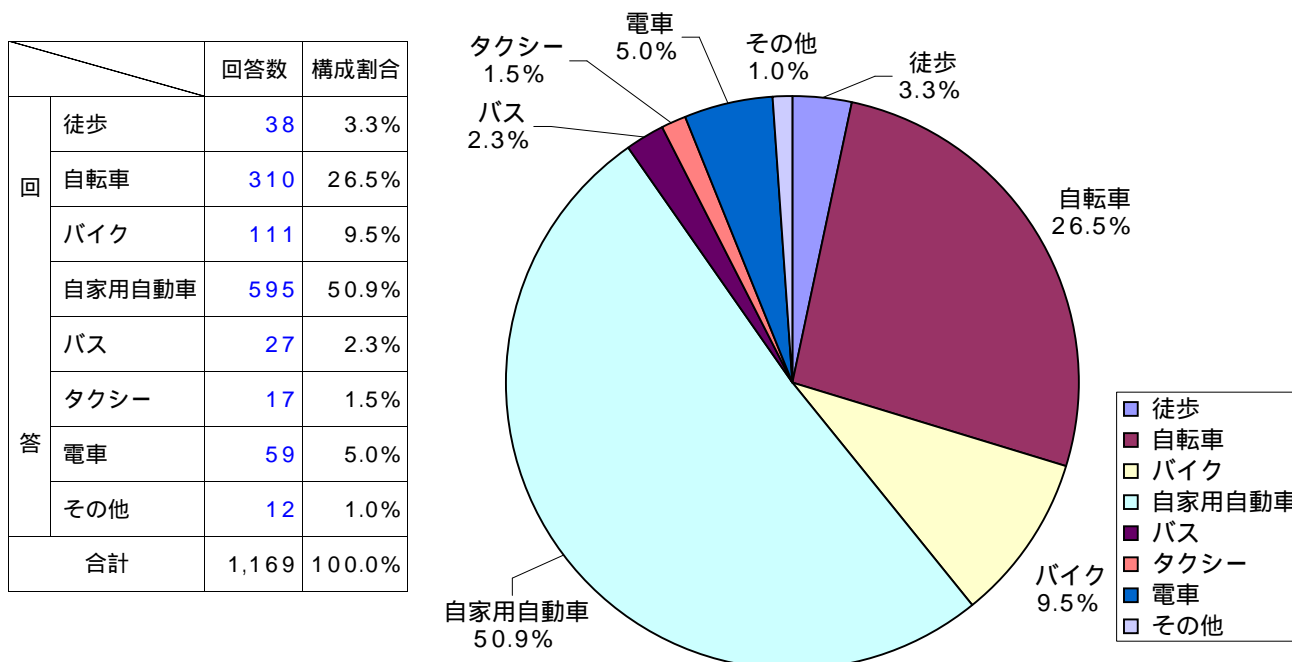
Q3 あなたのお住まいの地域をお答えください。

1. 東部地域（三里，五台山，高須，大津，介良方面）
2. 西部地域（旭街，朝倉，鴨田方面）
3. 南部地域（潮江，長浜，御畳瀬，浦戸方面）
4. 北部地域（布師田，秦，初月，一宮方面）
5. 中央部地域（上街，高知街，南街，北街，下知，江ノ口，小高坂方面）
6. 鏡地域 7. 土佐山地域 8. 春野地域 9. 高知市外



Q4 市役所までの主な交通手段をお答えください。（いずれか1つ）

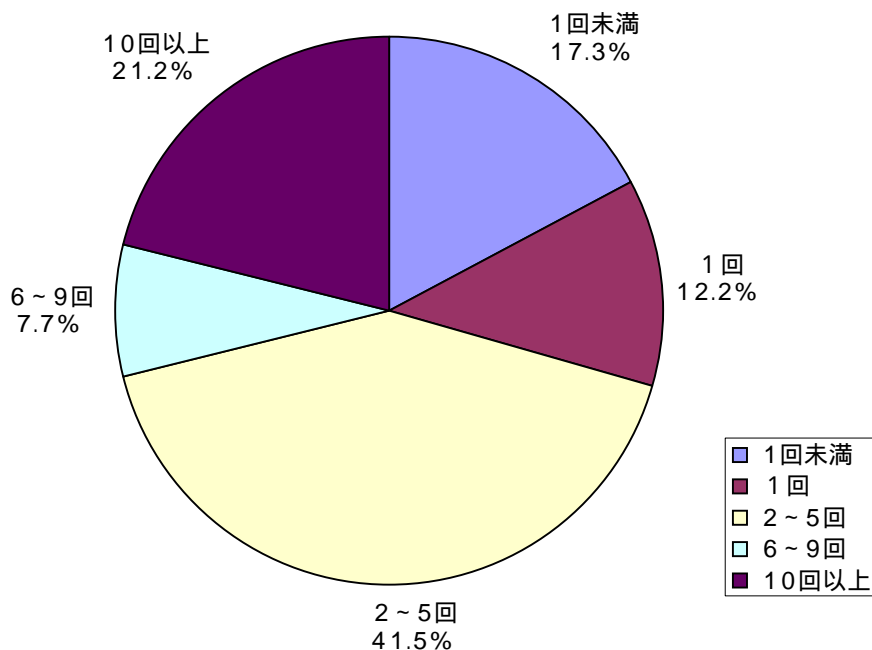
1. 徒歩
2. 自転車
3. バイク
4. 自家用自動車
5. バス
6. タクシー
7. 電車
8. その他



Q 5 一年に市役所に訪れる回数をお答えください。(いずれか1つ)

1. 1回未満 2. 1回 3. 2~5回 4. 6~9回 5. 10回以上

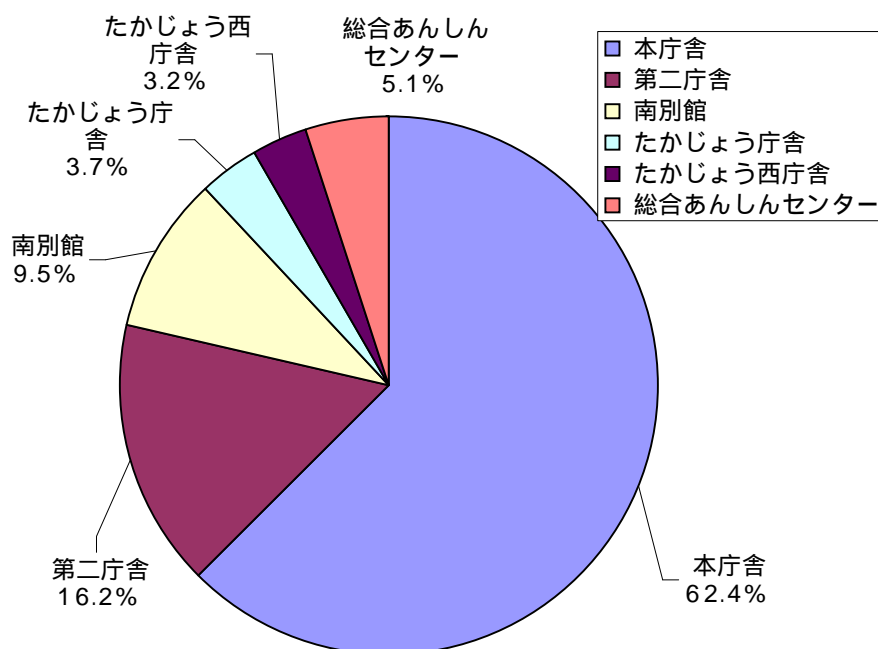
		回答数	構成割合
回 答	1回未満	202	17.3%
	1回	142	12.2%
	2~5回	484	41.5%
	6~9回	90	7.7%
	10回以上	247	21.2%
合計		1,165	100.0%



Q 6 本日, 訪れた庁舎をお答えください。(あてはまるものすべて)

1. 本庁舎 2. 第二庁舎 3. 南別館
4. たかじょう庁舎 5. たかじょう西庁舎 6. 総合あんしんセンター

		回答数	構成割合
回 答	本庁舎	849	62.4%
	第二庁舎	220	16.2%
	南別館	129	9.5%
	たかじょう庁舎	50	3.7%
	たかじょう西庁舎	44	3.2%
	総合あんしんセンター	69	5.1%
合計		1,361	100.0%

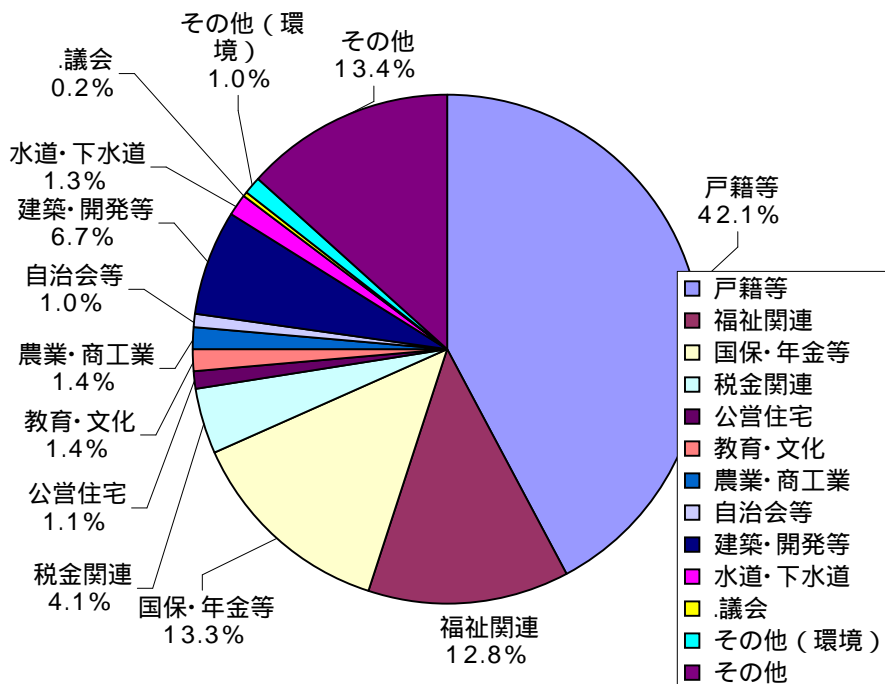


Q7 本日，市役所に来られた用件をお答えください。

(あてはまるものすべて)

1. 戸籍・住民・印鑑等の登録や証明書に関すること
2. 子育てや介護など福祉に関すること
3. 国民健康保険・国民年金に関すること
4. 税金に関すること
5. 公営住宅に関すること
6. 教育・文化に関すること
7. 農業や商工業に関すること
8. 自治会や地域に関すること
9. 建築・開発，都市計画，道路，公園などに関すること
10. 水道，下水道に関すること
11. 議会への陳情や傍聴など
12. その他

回答	回答数	構成割合
戸籍等	540	42.1%
福祉関連	164	12.8%
国保・年金等	171	13.3%
税金関連	53	4.1%
公営住宅	14	1.1%
教育・文化	18	1.4%
農業・商工業	18	1.4%
自治会等	13	1.0%
建築・開発等	86	6.7%
水道・下水道	17	1.3%
議会	3	0.2%
その他(環境)	13	1.0%
その他	172	13.4%
合計	1,282	100.0%

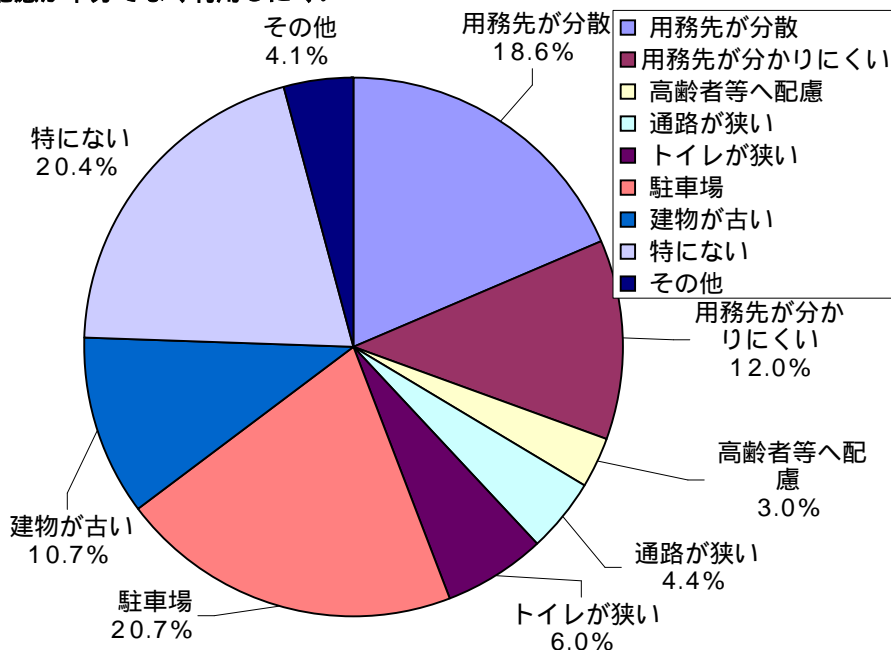


Q8 市役所に来られて，困ったことや不便に感じたことをお答えください。

(あてはまるもの3つまで)

1. 用務先が分散していて1ヵ所で用事が済まない
2. 用務先がどこにあるか分かりにくい
3. 高齢者や障がい者，乳幼児等への配慮が十分でなく利用しにくい
4. 待合スペースや通路が狭い
5. トイレが狭い・分かりにくい
6. 駐車場が利用しにくい
7. 建物が古くて危険を感じる
8. 特にない
9. その他

回答	回答数	構成割合
用務先が分散	302	18.6%
用務先が分かりにくい	195	12.0%
高齢者等へ配慮	49	3.0%
通路が狭い	71	4.4%
トイレが狭い	97	6.0%
駐車場	335	20.7%
建物が古い	174	10.7%
特にない	331	20.4%
その他	67	4.1%
合計	1,621	100.0%



Q 8 市役所に来られて、困ったことや不便に感じたことをお答えください。 (その他・自由意見)

【受付・窓口関連 24件】

部署により書類の様式が違いすぎる
お昼どきに利用する場合、担当の方が居なくてさがさなければいけない時、時間に限りがあるので大変です。
説明の時少し声が小さいのでききとりにくい
大丸にあった時に便利で良かったです。また手続きなどできる様になるとうれしいです
勤務の関係で、時間外(20:00位迄)がほしい
親切で良い
説明書などの交付請求書がわかりにくい
時間がかかる。
時間がかかる。
待機時間が長い。
以前は対応が不親切だったが、最近は良くなっていると思います。
待たされる。時間がかかる。
本庁と南別館を一体化して欲しい。
もっと今までの形式にとらわれず、臨機応変な対応をして欲しい。
国民年金についてたずねたのですが対応がわかった!!すごくはらが立ちました。
職員の対応に疑問を感じた。やさしくなかった。
受付の人はちょっと冷たい
イスが低過ぎて座れない
対応が遅い。もっと臨機応変に対応してほしい。
応接態度の悪い職員がいる。
担当がアルバイトか質問に答えられない。
受付等なかなか気づいてもらえず、ずっと待たなくてはならない。
登録や申し込みに必要な確認書類を分かりやすくしてほしい
平日しか開いていない

【駐車場・駐輪場関連 17件】

県外から車で来たので駐車場の場所がわからない
自転車駐輪場が狭く置きにくいことがあります
30分では用事がすまない事も多いのでせめて無料駐車場を1時間にして欲しい。
駐輪場
南別館駐輪スペースが狭い。来客用にいつもバイクがたくさんとまっている。とめるところがない。本当に来客用の?
たかじょう西庁舎に行くときも市役所本庁舎の地下駐車場に置かなければならず、遠くて不便です。
強いて言えば、駐車場にとめにくかったです。時間帯や、市役所に用のある人以外も使用しているからかもしれませんが。))
南庁舎で自転車でも貸してほしい。
駐車場の人数が多い。ムダが多い。
駐輪場。職員対応
地下駐車場、こわい。(下が見える)
駐車場がいっぱいで待ち時間が長い。
人の要らない駐車場にするべき。
駐車場から庁舎まで雨の日に濡れないようにしてほしい
自転車置場がせまい
駐車場が無料でないこと
駐車場のスペースが狭い。駐車スタンプの押し忘れがあると再度庁舎に戻らないといけないのでなんとかしてほしい。

【トイレ関連 5件】

洋式トイレがほしい
洋式トイレが少ない
本庁もたかじょうも、ウォシュレット・トイレがない
トイレに荷物棚が欲しい。小便器にも。面台を広くしてもいいかも。
トイレが不衛生に感じる

【子育て関連 3件】

赤ちゃんのオムツをかえることや授乳ができるトイレやスペースがないのでとても不便。
子どもづれで来た時に、子どもがチョロチョロして落ち着いて手続きが出来ないから、なんとか方法はないか。
授乳室がないので困る

【その他設備等 6件】

点字ブロックの敷設が適切でない
なんでも相談室
天井が低くて圧迫感がある
喫煙室は現在同様に残して欲しい。
市民が利用できる会議室を作ってほしいです。
ATMが少ない。

【その他 11件】

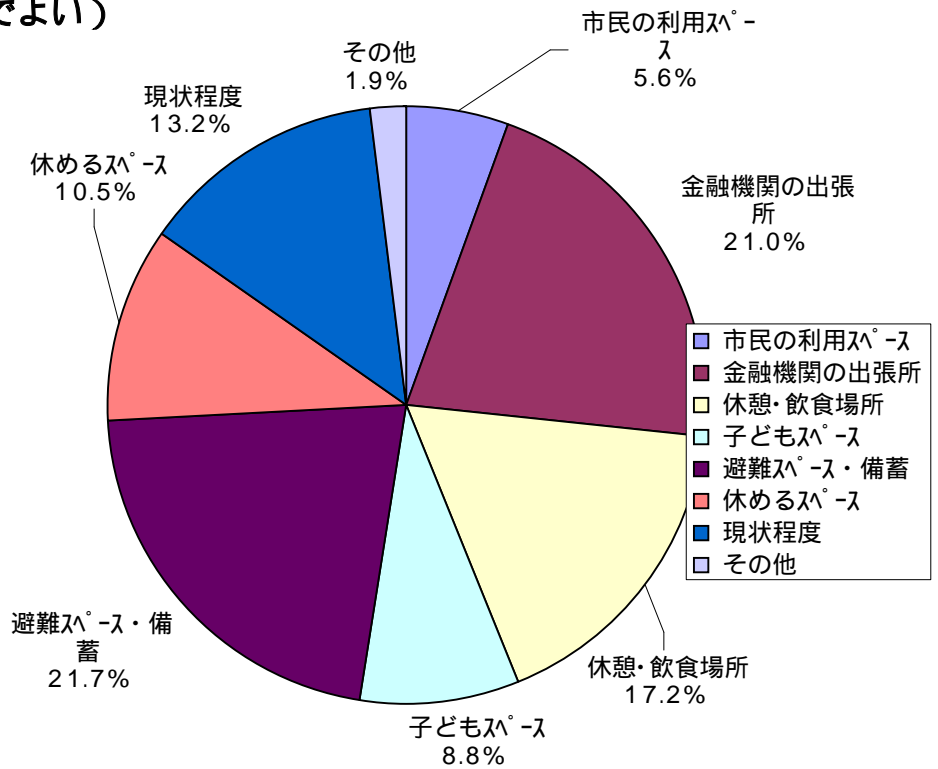
古くなったなと思う。しかし使用できれば良い。
高知市へ20年以上居住しているが以前よりは良くなった
暑い!!!
人が多い
利用した課が移転された場合は移転先を知らせてもらえるが、移っていない場合も「前と同じ場所である」と一言添えていただきたい。課が再編されたとあると、別の場所に移転したと思う人が私のようにいると思います。数少ないかもしれませんが、その一言でうろろうしなくて済みます。
建て替えて下さい。
毎日のように来ているので、問題は感じていません。他県の経験から見て職員は皆さん親切です。
あつい!!!
庁舎が離れている(たかじょう庁舎等)
暑い!
すごく暑くてびっくりした!

Q 9 新庁舎にあればいいと思うものをお答えください。

(あてはまるもの2つまで)

1. 市民が会議等で利用できるスペース
2. 銀行・郵便局など金融機関の出張所
3. 休憩や飲食ができる場所
4. 子どもを遊ばせられる待合スペース
5. 災害時の避難スペース・備蓄機能
6. ゆっくり休める緑のあるスペース
7. 特にない(現状程度でよい)
8. その他

	回答数	構成割合
市民の利用スペース	90	5.6%
金融機関の出張所	337	21.0%
休憩・飲食場所	275	17.2%
子どもスペース	141	8.8%
避難スペース・備蓄	347	21.7%
休めるスペース	169	10.5%
現状程度	212	13.2%
その他	31	1.9%
合計	1,602	100.0%



Q9 新庁舎にあればいいと思うものをお答えください。 (その他・自由意見)

【駐車場・駐輪場関連 9件】

広い止めやすい駐車場

自転車置場

たかじょう西庁舎に職員だけの駐車場でなく、来客用をかまえてもらいたい。民間の会社ではお客様優先があたりまえです。

駐車場

地下駐車場から庁舎玄関まで、エスカレーターを付けて下さい。必ず!!市長様

広い駐車場

配送車用駐車場。

駐車場

駐車場(地下駐車場でなく、荷物の積み下ろしができるスペース)

【子育て関連等 5件】

子どもの離乳食用の場所

乳母車

身体を休めるスペース

授乳室

授乳室、オムツ交換スペース

【トイレ関連 2件】

利用しやすいトイレ

広いトイレ

【その他 8件】

なんでも相談室

タバコを吸う所がほしい

パブリック公共の広場，集会スペース

有料コピー機

対面朗読サービス(読み書き)

笑顔の接客

明るい庁舎がいいです。

エコ。税金の無駄遣いのないように。

Q10 新庁舎建設にあたってご意見がありましたらご記入ください。 (自由意見)

【新庁舎の耐震性・防災機能について 35件】

避難スペースを確保してほしい

耐震

現位置での再建だと工事中非常に障害のある人には利用しにくいと共に危険がある。
市役所機能は分散してでも津波の危険性の少ない場所に配置し、総合図書館と共にマイクロバス等で巡回していただきたい。

津波のこない場所に作ってほしい。

災害時に市民の安全を確保できる庁舎

現位置では長期浸水のおそれがあり機能が果たせるのか不安である

液状化がおきる可能性も高いとおもいます。

高所移転。

ハザード対策を検討した建造物である事

先日の新聞発表で現在地は浸水の恐れがある様ですが、その対策を考える必要がある

免震構造が必要。建設中、庁舎事務はなるべく集中してほしい。

耐震性能が無いとの報道なので早急にしてほしい。

レベル2(大規模地震)に耐えられる構造の庁舎を建設して欲しい。

災害時に安心出来る庁舎をお願いします。

地震に耐えられるものにして下さい。津波も含めて十分な高さのものを。屋上に避難スペースを十分にとって下さい。

新庁舎をはやく建設して下さい。いまのままだと危険すぎると思います。

地震、津波対策を充分にして下さい。

避難対策が最重要と思います。

災害、特に震災等に被害を受けない建物にして下さい。いざという時の救助の中心ですから。

高齢者も多い中、災害時の避難の1つとして建設したほうがいいです。

災害時に本部となりうるような、しっかりとした構造の建物として下さい。

耐震性、防津波性の高い庁舎を望みます。

高台への移転、道路の整備(庁舎までの)

免震構造にすべきですね。

免震ビルにされると安心です

長期浸水する場所に再び建設するのはダメ。

災害時の避難場所確保を願います。

災害に耐える建物をつくってください。

小さい頃から現庁舎なので親しみはあるのですが、先日のニュースで崩壊のおそれがあるとききとても残念です。できるだけ早くに工事にとりかかる事ができればいいなと思います。

早急に建設すべきである。

早急な建て直しが必要と思います。

書類などの収納スペースもあってほしい。耐震はしたが職員の背後の棚に書類が山積では危険です。

なるべく早く対応して下さい。

とにかく早く建て替えて下さい

建物が古いため、災害時のことを思うと不安ですので早めの建て替えを希望します。

【新庁舎建設の反対・経費節約等について 13件】

公費を投じて市役所を建設するより、耐震基準を満たしていない市民の家、会社に先に予算を回すべきである。筋をとおして欲しい。

財政上、補強ですますべきである

財政が厳しい所、早急に建て直しをしないではいけないのか？別の場所への移転希望！

税金の無駄遣いです。職員の対応がわるい。

新しい庁舎を建設する必要が本当にございますでしょうか。

必要以上に経費をかけない。

お金がかかるので？

南も、たかじょうも、第二も一緒にして、たかじょうは売却して新庁舎の建設資金にして税金は大事に使用して下さい。

借金しないで。しても少額にして下さい。

お金があまりかからないように（税金が上がると困る）。庭とかきれいに。パブリックアートを研究して！木造で作ることはできませんでしょうか？お金も莫大なものはつかわないようにしてほしいです。

ムダなものはけずる

【新庁舎の設備・機能等について 68件】

- 弱者対策について 10件 -

弱者に配慮したデザインにしてもらいたい。

障がい者への配慮をした庁舎にしてもらいたい

バリアフリーをしっかりと作ってほしい。

立派に考えた建物になるだろうが、しいて言えば、若者より年配者（高齢）に配慮している造りであってほしい。

デザイン性を重視するのではなく、高齢者や障がい者、又、子ども等に配慮した設計建築にしてください。

車イスを使用する場が不便

段差のない庁舎

障がいのある方、お年寄の方々がわかりやすい、安心して来られるようなお役所をのぞみます。

明るいバリアフリーな建物。

私というより、足の悪い母親の希望です。（ニュースで建て替えを知った時に言っておりました）障がい者用のトイレが、もっときれいで、また、わかりやすい所にほしいとのこと。

- 受付・窓口機能等について 23件 -

ネットワーク（IT）技術使って窓口を一本化するべき。窓口や管理に必要な人をITで省略して行政（住民票等の発行）コストを下げる。

わかりやすい案内表示をして欲しい。年度ごとに場所がかわったり、名前がかわったりはやめて欲しい。

受付の接客態度の改善。

用務先が何か所にも渡っており、不便です。

国民年金保険課さんはすごく対応がよかったです！！ありがとうございました。

新しい庁舎にするなら、システムもシンプルにしてほしいです。

受付にて路面線を聞き、わかりやすい。

1か所で用事が済むようにしてほしい。休日でも（もしくは勤務後でも）利用できたらいいと思う。

親切に対応していただきました。

市役所にくるまで、どこに何があるか不安だったが、来舎してすぐに総合案内があったため、スムーズに手続きを終えることができました。ありがとうございました。

もう少し各部署が分かりやすくしてほしい。

用務先が分散していて赤ちゃん連れには苦勞。特に子育て支援課と予防接種の課が離れているのが不便。

いつも迷ってしまいますが、ていねいに教えてもらっているので助かります。

受付の人がとても感じがよく、ていねいに対応してくださったのでよかったです。

受付の皆様の教育よろしくお願い致します。

混雑時に職員さんが案内して下さって大変助かりました。もっと時間がかかると思っていたけど（月曜午前）今の所スムーズに話が進んでいます。

住民票、印鑑登録証などは、地域ごとに手続きができる所を作ってもらいたい。

分散してたくさんの方があちこち移動しなくてはならない現状を改善するように統合庁舎にしてほしい。

ふだんは、こじんまりと、わかりやすい庁舎であれば・・・。緊急時にいろいろな対応ができるものであってほしいと思います。

建物に恥じない上質な市民サービスをお願いします。

新しくきれいになるのは良い事ですが、職員さんとのつながりがカウンター1つではっきり区切られる様な所が他市町村でも多いので、なんだか事務的に全部が進んでいく様で、なにか、さみしさ？感じる

安心・安全な建物（庁舎）になってほしいが、また同時に建物の良さ以上に、市民に寄り添う、より心のこもった対応をして下さる庁舎であってほしいと願い増す。

職員の意識改革。市民を見下した態度の職員が多い。

- 駐車場・駐輪場について 22件 -

駐輪場が常時満車状態なのでもう少しスペースがあるといいと思います。

市民の自動車、自転車の一時駐車スペースをもう少し台数の置けるよう配慮してほしい。

駐車場は車が止めにくい(障がい者スペースがわかりづらい)わかりやすく止めやすくしてほしい。

駐車場の職員が多すぎます。

見るからに人件費のかかりそうな駐車場は改めるべき。香川県庁方式(1H無料)が良いのでは。(地下P)高松市
駐車場

広い駐車場(自走式)。

駐車スペースを多く取って欲しい。

1F駐車場に出来ないか?

可能な範囲で駐車場を備えてほしい。

駐車場を無料にしてほしい

駐車場から雨等にぬれずに入れる通路

ゆったりとした駐車スペース

春野・土佐山地域などから来る場合、どうしても自家用車となるので駐車場スペースが必要と思う。

駐車スペースを多くしてほしい。

自転車置場が狭い。

駐車場の出入がもっとスムーズに出来るようなシステムをつくってほしい。混雑時にものすごく時間がかかる。

市内の中心部で交通機関が利用できること。駐車場の確保。

1階を駐車場にしてほしい

駐車場を十分確保して欲しい。無料を30分から60分にして欲しい。

たかじょう庁舎に駐車場がないのをなんとかして欲しい。

地下駐車場と新庁舎の連絡通路をつくってほしい。(雨の日は、短時間であってもけっこうぬれるし、せっかく新たに
つくるので利用者の利便向上を)

- その他の設備等について 13件 -

トイレをきれいにしてほしい。

手洗いをもう少し広くしてほしい。

もう少し全体の照明など明るい方がありがたいです。

老人の交流できるホールのようなスペースが欲しい

スターバックス等のカフェを併設してほしい。

小さい子どもが退屈しないようにテレビとか遊ぶものが欲しい。

コンビニもあればうれしい。

市民が、様々な活動に活用できる多目的スペースが欲しい。

大きいレストラン

売店があればよい。

高知市庁舎とわかる大きな目印のカンバンがほしい。(高くてじょうぶなもの)

市の取り組みや、大きな行事etc、広く告知できる施設(LED看板やイベントホールの併設)

食堂は眺望の良い高い階に設置して欲しい。(地下は暗いです。)

【その他の意見 39件】

明るく開放的な親しみやすい空間

電気を消しすぎと思う。その中で仕事をするのは不便すぎると思う。

明るい感じになれば良いと思う。今は何だか暗くてごちゃごちゃしてる感じなので・・・。

現在の庁舎が全体的に暗めの印象(照明など)があるので、新庁舎は採光が多い明るいものにして欲しい。

外観より歩きやすい、本庁に来やすいが一番かと・・・

利用しやすいものになればありがたいです。

安心で安全だけでなく、市民の休める場所、集える場所として下さい。

市役所のある本町だけでなく、高知市全域への利益、配慮のある庁舎にして下さい。

勤められる方も利用者も過ごしやすい施設であってほしい。病院が近くにあったり、高齢者が利用施設も。

シンプルイズベストをもっとうに、高知の良い設計士に頼んで、あかのぬけた市民の憩いの場にもなるような造りであって欲しい。

これが高知市役所本庁舎であるという、インパクトを与えるものを一つだけ考えて建設してほしい。

高知らしい建物であれば嬉しいですし、広々としている事も案に考えて欲しいです。

市の顔なので、きれいにして下さい。

市民が誇りに思えるような、哲学のある建築を希望します。

高知市らしい特徴のある建物にしてほしい。

中核市にふさわしい、又、高知市のイメージにあった建物にしてほしい。

高級感のある世界にほかれる建造物にして下さい。

現位置への新築が望ましい。少々金がかかっても借金してでも良い建物を望む。

予算的に難しい問題があると思いますが、高知市の中核なので思い切って超近代的な新庁舎を建設したらいいと思います。

市民の期待に見合う仕事をしていたら不満はあまり出ないと思いますよ。

もう何回も検討に検討を重ねたが、いつもドタキャンになっている。今度こそ是非とも機能的な市役所を建設し、建物も人も行政も日本一になってもらいたい。

どうせなら余裕のある容量の建物を希望

同じ建てるなら、ちまちました物（建物）より思い切って大きい物（建物）の建設を望む。

できるだけ上に伸ばして下さい。

もう少し広がったらいいですね。でも皆様が親切です。

いつもお世話になっております。人の出入りが激しい施設だと思いますので、可能ならゆったりとした空間の広さがあると良いかな、と思います。

近隣に商業施設があれば出かけたついでに寄るといった中心街活性化の役に立つとも思いますが、高知は行政施設、商業施設が離れており不便。帯屋町商店街では若年層のニーズに応えきれないレベルではない。

考えても自然の事は解らない。自然災害など誰にも解らないのに計算するな。公務員は上から目線でものを言う。

はやくできればよいと思います。

市民の頼れる存在でいて下さい。

機能向上の為、職員の方々が能力を十分に発揮できるような庁舎建設を目指して下さい。

現在の場所は新庁舎建設場所として止むを得ないだろうが、災害時に安心できることが庁舎として第一であり、かつ、日常的に身近な生活の中にも位置づけることのできる（例えば食事・休憩等）施設であって欲しい。

市民を威圧するような建物はやめてほしい。

玄関先にある植木、ぶたんやきんかんの木は処分しないで再利用して下さい。第二庁舎と市民図書館の間にある木も。

新しくなればいいですね。

新庁舎でいいですね。

市の財政も大変だと思いますが、早期実施が市民の為にもいいと思います。

祝日のゴミ取りはやめてもらいたい

正直このアンケートがどれだけ役に立つのか疑問です。

庁舎を建て直すのは良いのですが、あまり関係ないので意見はありません。その他の建物の方が心配です。

高知市庁舎に関する来庁者アンケート

高知市では、平成 23 年度に実施した本庁舎と南別館の耐震診断の結果、両庁舎共に「震度 6 強から 7 程度の大地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」との報告を受けたことから、新庁舎を現在の敷地内で平成 29 年度までに建て替える方向で計画しています。

新庁舎の建設について「高知市新庁舎建設検討委員会」において検討するにあたり、現在の庁舎の問題点などについて来庁者の方々にアンケートを実施することといたしました。お忙しいところお手数をおかけしますが、市民の皆様・高知市にとってよりよい新庁舎を建設するためにご協力くださいますようお願いいたします。

回答方法 回答は選択式となっています。あてはまるものの番号を 印で囲んでください。

Q 1 あなたの性別をお答えください。

1. 男 2. 女

Q 2 あなたの年齢をお答えください。

1. 19 歳以下 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代 5. 50 歳代
6. 60 歳代 7. 70 歳以上

Q 3 あなたのお住まいの地域をお答えください。

1. 東部地域（三里，五台山，高須，大津，介良方面）
2. 西部地域（旭街，朝倉，鴨田方面）
3. 南部地域（潮江，長浜，御豊瀬，浦戸方面）
4. 北部地域（布師田，秦，初月，一宮方面）
5. 中央部地域（上街，高知街，南街，北街，下知，江ノ口，小高坂方面）
6. 鏡地域 7. 土佐山地域 8. 春野地域
9. 高知市外

Q 4 市役所までの主な交通手段をお答えください。（いずれか 1 つ）

1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 自家用自動車 5. バス
6. タクシー 7. 電車 8. その他（ ）

Q 5 一年に市役所に訪れる回数をお答えください。（いずれか 1 つ）

1. 1 回未満 2. 1 回 3. 2~5 回 4. 6~9 回 5. 10 回以上

Q 6 本日，訪れた庁舎をお答えください。（あてはまるものすべて）

1. 本庁舎 2. 第二庁舎 3. 南別館 4. たかじょう庁舎
5. たかじょう西庁舎 6. 総合あんしんセンター

【裏面もご記入ください】

Q 7 本日，市役所に来られた用件をお答えください。(あてはまるものすべて)

1. 戸籍・住民・印鑑等の登録や証明書に関すること
2. 子育てや介護など福祉に関すること
3. 国民健康保険・国民年金に関すること
4. 税金に関すること
5. 公営住宅に関すること
6. 教育・文化に関すること
7. 農業や商工業に関すること
8. 自治会や地域に関すること
9. 建築・開発，都市計画，道路，公園などに関すること
10. 水道，下水道に関すること
11. 議会への陳情や傍聴など
12. その他()

Q 8 市役所に来られて，困ったことや不便に感じたことをお答えください。
(あてはまるもの3つまで)

1. 用務先が分散していて1カ所で用事が済まない
2. 用務先がどこにあるか分かりにくい
3. 高齢者や障がい者，乳幼児等への配慮が十分でなく利用しにくい
4. 待合スペースや通路が狭い
5. トイレが狭い・分かりにくい
6. 駐車場が利用しにくい
7. 建物が古くて危険を感じる
8. 特にない
9. その他()

Q 9 新庁舎にあればいいと思うものをお答えください。(あてはまるもの2つまで)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 市民が会議等で利用できるスペース | 2. 銀行・郵便局など金融機関の出張所 |
| 3. 休憩や飲食ができる場所 | 4. 子どもを遊ばせられる待合スペース |
| 5. 災害時の避難スペース・備蓄機能 | 6. ゆっくり休める緑のあるスペース |
| 7. 特にない(現状程度でよい) | 8. その他() |

Q 10 新庁舎建設にあたってご意見がありましたらご記入ください。(自由記入)

ご協力ありがとうございました

お手数ですが各庁舎の出入口にある回収箱に投函してください。

高知市新庁舎建設検討委員会(事務局：高知市総務部 新庁舎建設課 088-823-9065)

高知市新庁舎建設基本構想

平成 24 年 10 月発行

発行：高知市

編集：総務部 新庁舎建設課

〒780-8571

高知県高知市本町五丁目 1 番 45 号

電話 088-823-9065